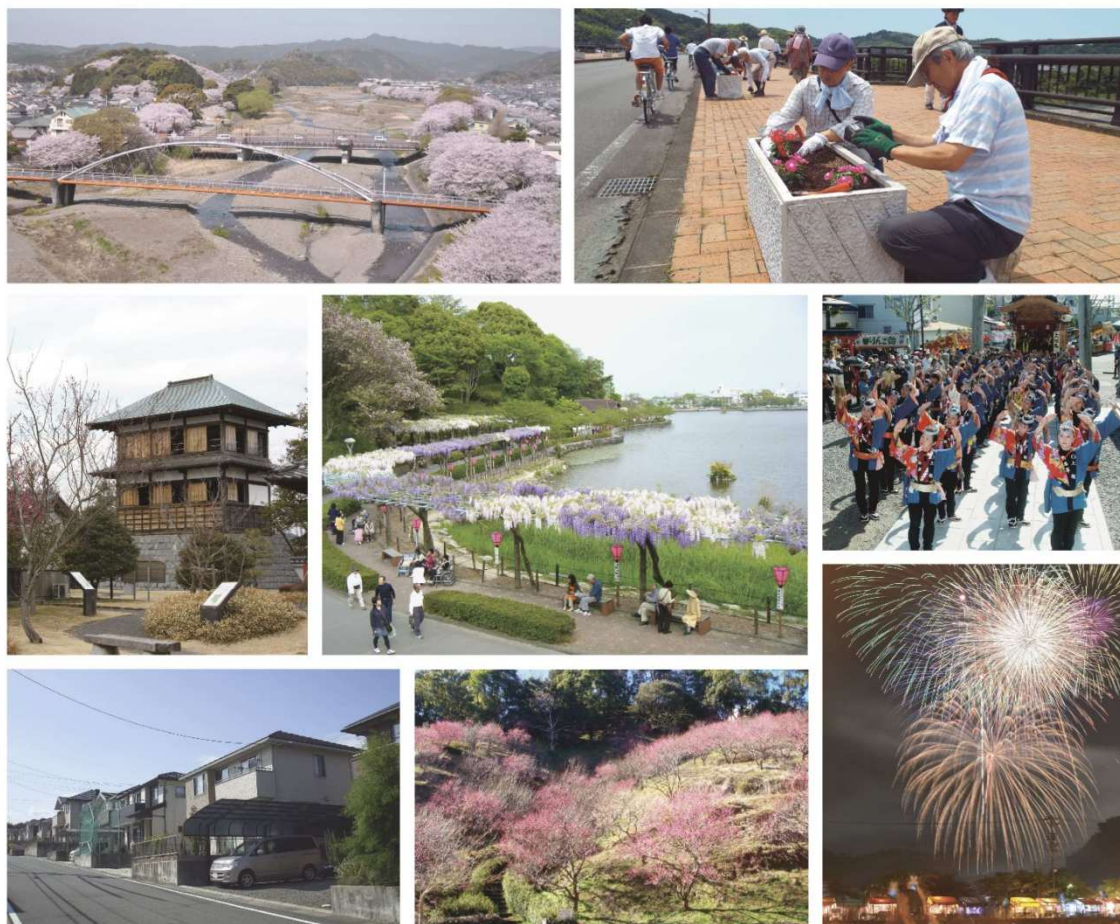


# 藤枝市景観計画



平成 28 年 10 月  
令和 8 年 4 月改定  
藤 枝 市

# 目次

<b>序章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>- 1 -</b>
	(1) 景観計画策定の背景と目的 .....	- 1 -
	(2) 計画の位置づけ .....	- 2 -
	(3) 景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 号） .....	- 3 -
	(4) 景観計画の構成 .....	- 4 -
<b>第 1 章</b>	<b>藤枝市の景観特性</b> .....	<b>- 6 -</b>
	(1) 自然景観 .....	- 6 -
	(2) 歴史・文化的景観 .....	- 9 -
	(3) 都市景観 .....	- 12 -
	(4) 都市施設景観 .....	- 15 -
	(5) 活動・人々の暮らし .....	- 19 -
	(6) 景観の劣化・阻害等の課題 .....	- 23 -
<b>第 2 章</b>	<b>景観形成に関する理念・目標・方針</b> .....	<b>- 24 -</b>
	(1) 景観形成の理念・目標 .....	- 24 -
	(2) 景観形成の方針 .....	- 25 -
<b>第 3 章</b>	<b>景観形成のための行為の制限（法第 8 条第 2 項第 2 号）</b> .....	<b>- 37 -</b>
	(1) 届出対象行為 .....	- 37 -
	(2) 景観形成基準 .....	- 38 -
<b>第 4 章</b>	<b>屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項</b> .....	<b>- 41 -</b>
<b>第 5 章</b>	<b>景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針</b> .....	<b>- 42 -</b>
	(1) 景観重要建造物の指定の方針 .....	- 42 -
	(2) 景観重要樹木の指定の方針 .....	- 42 -
<b>第 6 章</b>	<b>景観形成重点地区</b> .....	<b>- 43 -</b>
	(1) 景観形成重点地区の指定の目的 .....	- 43 -
	(2) 景観形成重点地区の指定に関する方針 .....	- 43 -
	(3) 景観形成重点地区の指定の進め方 .....	- 43 -
<b>第 7 章</b>	<b>景観形成に関する取組</b> .....	<b>- 45 -</b>
	(1) 良好な景観形成に向けた具体的施策・事業 .....	- 45 -
	(2) 景観阻害要因に関する対策・事業 .....	- 53 -
<b>第 8 章</b>	<b>景観計画の推進にあたって</b> .....	<b>- 56 -</b>

# 序章 はじめに

---

## (1) 景観計画策定の背景と目的

本市は、北部から連なる山々や市街地の近傍に迫る緑豊かな丘陵地に囲まれ、南北には瀬戸川や朝比奈川等の清流が流れ、その川岸には桜並木なども見られます。あわせて、蓮華寺池公園や金比羅山緑地など、住居エリアに隣接した豊かな自然環境を活かした公園が整備され、人々に安らぎと潤いを与えています。

また、旧東海道の宿場町や田中城の城下町の特徴が、その跡地や街道に残り、更に、地域の特産である茶の集積地としての趣があるまちなみも残っています。

一方、本市の玄関口である藤枝駅周辺では、各種の市街地整備事業が進められているほか、富士山静岡空港や新東名高速道路等を利用する来訪者も増加しており、まちなみ景観が変化を続けています。

このような状況の中、本市では平成26年4月1日に県知事の同意を得て、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく景観行政団体となり、平成28年度に良好な景観形成の指針となる「藤枝市景観計画」を策定しました。その後の社会情勢の変化、都市計画マスタープラン等の上位計画の改定を踏まえ、令和6年度に本計画の改定を行いました。

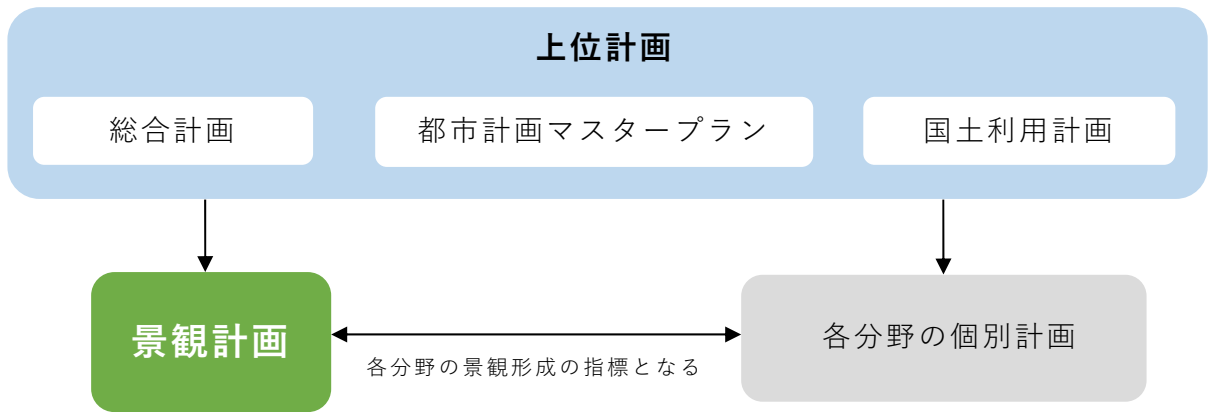
この計画は、景観に関する本市の姿勢を明確にするもので、“藤枝らしい”良好な景観の形成に関する基本事項を定め、地域振興や観光資源なども含めた健康で活力あるまちづくりの助けとなるよう、安らぎや潤い、人々の生活の中で受け継がれてきた歴史や賑わいなどの保存、活用などにより、まちの資産価値を高め、市民生活の向上と地域社会の健全な発展に役立てることを目的としています。

## (2) 計画の位置づけ

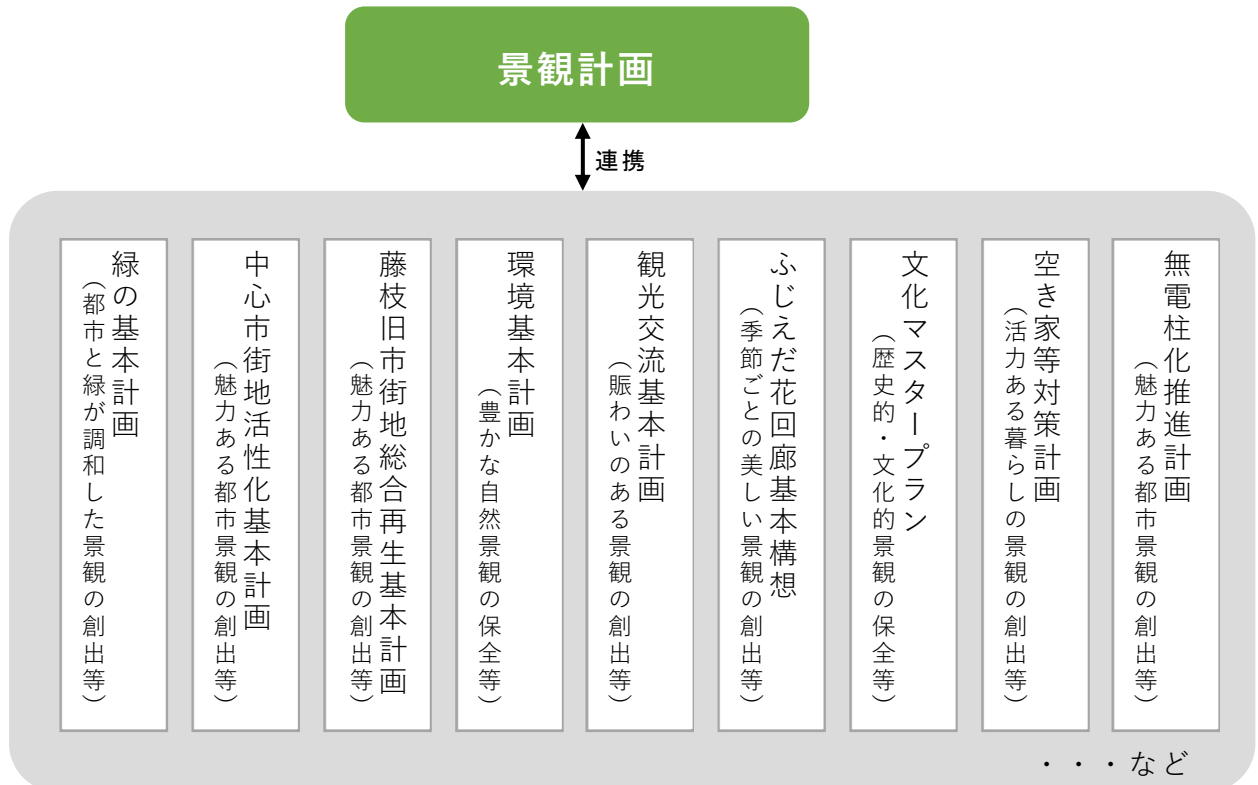
景観計画は、法第8条の規定に基づく法定計画であり、「藤枝市総合計画」や「藤枝市都市計画マスタープラン」等を上位計画として策定する計画です。

景観は様々な要素から成り立っており、都市計画や環境、産業振興などの施策とも深く関係することから、本計画は各分野の個別計画とも連携して景観形成を推進していくものです。

また、計画策定後も環境の変化や景観への意識を創り出すことなどにより、計画内容に追加・変更が求められたときは、より良い計画となるよう状況に応じて修正を行っていきます。



### 【景観に関連する各分野の個別計画との連携】

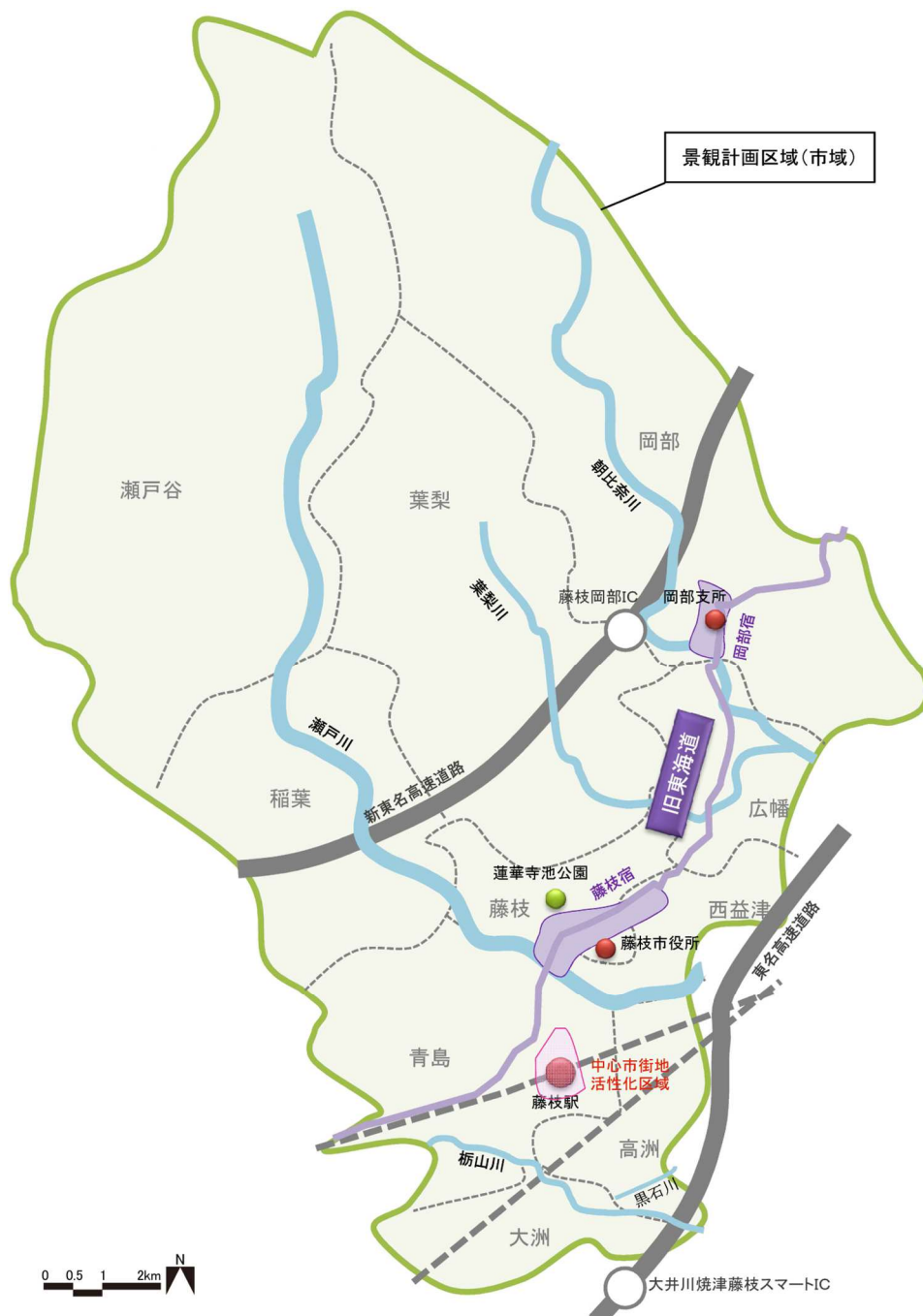


### (3) 景観計画区域 (法第8条第2項第1号)

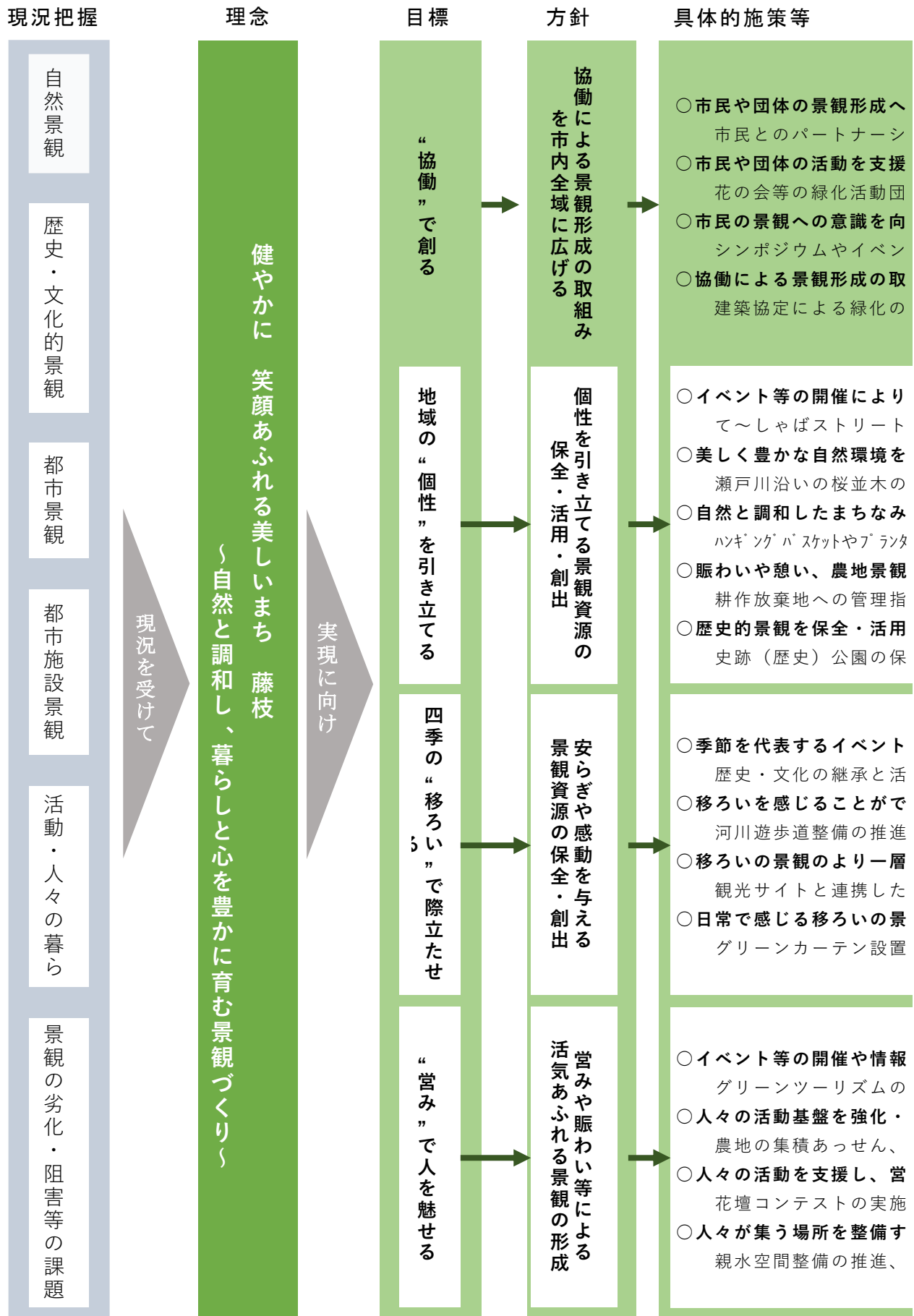
本市には、市内を南北に流れる瀬戸川や朝比奈川などの清流や北部から連なる山並みなどの緑豊かな自然景観、旧東海道の宿場町、大旅籠柏屋などの歴史・文化的な景観、本市のシンボルでもある蓮華寺池公園の景観、南部に広がる開放感のある農地景観など、藤枝らしい特徴ある美しい景観が数多くあります。

また、本市の玄関口となる藤枝駅周辺では、中心市街地における様々な事業により、賑わいのある新しい景観が創られつつあります。

このように市全域に存在する特徴ある景観を守り、活かし、創造していく観点から、市全域を景観計画区域として設定します。



## (4) 景観計画の構成



**の意欲を向上させるもの**

ップの強化、河川愛護団体の表彰等  
することで、協働による景観形成を強化するもの  
体支援、経営力の強い担い手の育成等  
上させるもの

トでのPR、記念樹配布による緑化の促進等  
**組を推進させるもの**  
促進、地区計画による緑化の促進等

**個性的な景観を創出するもの**

、ルミスタ★ふじえだ等  
**保全・活用するもの**  
保全、放置竹林対策の推進等  
**景観等を保全・創出するもの**  
-設置の促進、道路植栽の更新と適切な維持管理等  
等、個性的な景観を保全・創出するもの  
導、サッカーのまちの演出等  
**するもの**  
全、旧東海道松並木の保全等

等を開催し、移ろいの景観を保全・創出するもの  
用、緑のイベント開催等  
**きる自然とふれあえる環境を整備するもの**  
、ハイキングコースの整備・保全・紹介等  
**の活用に向け、情報を発信していくもの**  
情報発信、ふじえだ花めぐりマップの作成等  
**観を保全・創出するもの**  
の促進、花名所・花回廊づくり事業等

発信で、営みの景観を創出・活性化するもの  
推進、四季回廊ネットワークの紹介等  
**安定化し、営みの景観を保全するもの**  
耕作放棄地の有効活用の推進等  
**みの景観を活性化するもの**  
、まち美化里親制度の促進等  
**ることで、営みの景観を創出するもの**  
緑豊かな交流空間の創出等

**景観形成のための  
行為の制限**

- ・届出対象行為
- ・景観形成基準

**屋外広告物の表示及び  
掲出物件の設置に  
関する事項**

**景観重要建造物・  
樹木の指定の方針**

**景観形成重点地区  
の指定**

**景観阻害要因に  
関する対策**

包括的に実施

地区別における景観形成指針

# 第1章 藤枝市の景観特性

藤枝らしさを表す景観特性を的確に認識したうえで、景観形成を進めていきます。本市の景観特性は次のとおりです。

## (1)自然景観

### ①山、丘陵

○赤石山系から派生する山・溪谷・丘陵などからなる、緑豊かで地形の変化に富む山地景観が形成されています。また、高尾山・烏帽子形山・お姫平などの山頂付近からは、市街地や駿河湾などが眺望できます。

○経塚山、潮山、お姫平、高草山などの山や丘陵地は市街地の近傍に迫っており、これらは市街地を取り囲む稜線となって市街地の背景を形成しています。これらの斜面緑地は、市街地から日常的に眺められる景観であり、本市の魅力であると考えられます。



高台から見た市街地



市街地から見える山並み



高草山

山、丘陵：経塚山、高根山、高尾山、菩提山、城山、潮山、烏帽子形山、天王山、高草山、富士山、お姫平、南アルプス連山、市民の森、びく石、金比羅山、岡出山など

### ②農村、農地

○山地の斜面地などには、茶畑やみかん畑が広がり、志太地域特有の農業景観を形成しています。

○市内南部に位置する平坦地では、畑や田んぼなどの農地が集積しています。



斜面地に広がる茶畑



みかん畑



南部に広がる田んぼ

農村、農地：瀬戸谷、葉梨などの斜面地に広がる茶畑やみかん畑、南部に広がる田んぼなど

### ③ 変化に富んだ水辺

- 市内を流れる瀬戸川や葉梨川などは、その支流も含め、市街地または集落にとって身近な水辺空間を形成しています。その中でも瀬戸川中流部の桜並木、上流部の滝ノ谷不動峡の紅葉などの水辺空間沿いは、サクラの花見や紅葉狩りなどの自然とのふれあい・安らぎの場として、大変貴重であり市民に親しまれています。
- 一部の河川や池の周辺は公園として整備されており、自然とのふれあい・安らぎの場としてだけでなく、市民の集いの場として利用されています。



瀬戸川



蓮華寺池



宇嶺の滝

河川：大井川、瀬戸川、葉梨川、朝比奈川、栃山川、谷稲葉川、内瀬戸谷川、六間川、岡部川、木和田川、木屋川など  
池、滝：蓮華寺池、宇嶺の滝、青池、二ツ池、白藤の滝、上藪田池など

### ④ 四季をおりなす景観

- 公園や山地、河川などで、新緑や紅葉など四季に応じた自然景観を楽しむことができます。
- 春になるとサクラが満開となり、蓮華寺池公園をはじめ、瀬戸川や金比羅山など、市内各所を桜色に染め上げ、華やかな雰囲気演出しています。また、市の花であるフジも市内の至る所で咲き誇り、特に蓮華寺池公園では約250本のフジによって、園内全体がさわやかな香りに包まれます。



サクラ



フジ



ヒガンバナ

・サクラ：蓮華寺池公園、金比羅山緑地、朝比奈川、六間川など  
・フジ：蓮華寺池公園、白藤の滝など  
・ヒガンバナ：瀬戸川、葉梨川、六間川など  
・ハス：蓮華寺池公園など  
・コスモス：岡部町殿、栃山川など  
・モミジ：滝ノ谷不動峡、びく石、宇嶺の滝、蓮華寺池公園、つたの細道など

(1)自然景観要素図



## (2) 歴史・文化的景観

### ① 歴史を偲ばせる遺跡・史跡

- 市内には、遺跡・史跡などが多く分布しており、歴史的要素となっています。
- 田中城周辺には、堀や土塁・江戸時代の町の区画など、当時の情景をうかがわせるような史跡が残っています。



志太郡衙跡



田中城址



岡部宿本陣址

遺跡・史跡：志太郡衙跡、田中城址、岡部宿本陣址、花倉城跡、朝日山城跡、朝比奈城址など

### ② 歴史的景観の核となる神社・寺院

- 飽波神社、高根白山神社、清水寺などの社寺が多く存在し、各地域の歴史の核的存在となっています。またこれらの神社・寺院周辺の鎮守の森などが、歴史的雰囲気をもっと演出しています。
- 社寺には、古来より続く神事など歴史・文化を伝承する祭や伝統行事が数多く残っています。



飽波神社



鬼岩寺



月見里神社

神社・寺院：飽波神社、鬼岩寺、月見里神社、若一王子神社、成田山新護寺、清水寺、正定寺、高根白山神社、安楽寺、長慶寺、長楽寺、梅林院、光泰寺、十輪寺、専称寺、興福寺、万松院、大井神社、若宮八幡宮、立石神社、青山八幡宮など

### ③歴史ある建物、街道

○江戸時代に東海道の宿場町として栄えた藤枝宿・岡部宿周辺には、歴史ある建物や寺社・石碑等が道筋や沿道に設けられており、本市の成り立ちや文化を感じることができます。特に大旅籠柏屋は、江戸時代の宿場を体験できる資料館として整備されており、当時の旅籠の様子や人々の暮らしぶりを見ることができます。

○旧東海道沿いには当時の松並木を残している場所もあり、普段の生活から昔の情景を感じることができます。

○宇津ノ谷峠には、平安時代より和歌に詠まれ、多くの古典文学作品に登場する蕨の細道が残されています。



大旅籠柏屋



旧東海道の松並木



蕨の細道

歴史ある建物、伝統：大旅籠柏屋、旧東海道の松並木、明治末期の洋風建築など  
街道・町割り：蕨の細道、旧東海道、田中城址周辺など

### ④天然記念物（樹木）

○市内各所に鎮守の森や大木などが点在しており、緑の景観とともに歴史を感じさせ、おごそかで趣のある雰囲気を醸し出しています。



大慶寺の久遠のマツ



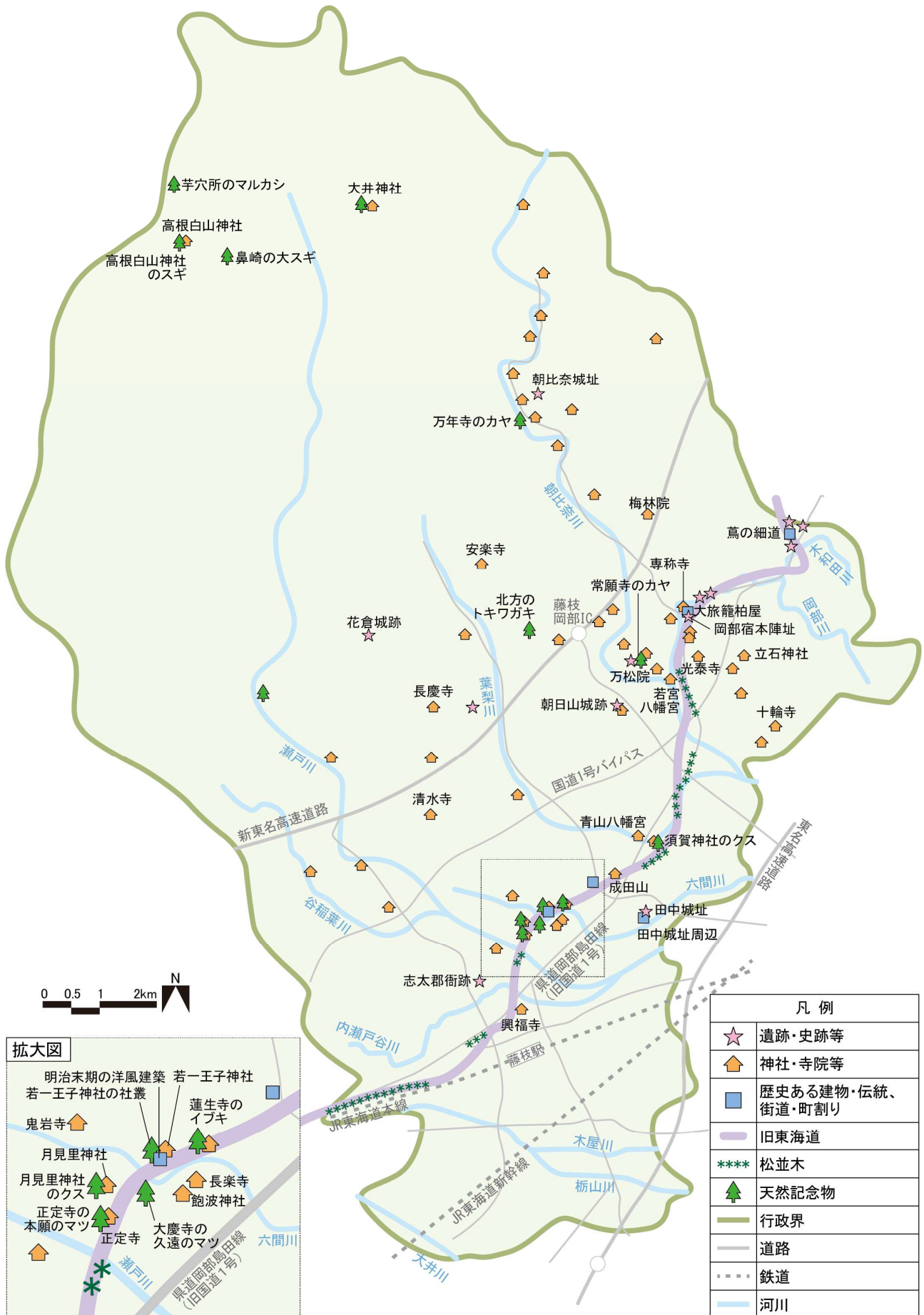
須賀神社のクス



正定寺の本願のマツ

天然記念物：大慶寺の久遠のマツ、須賀神社のクス、正定寺の本願のマツ、若一王子神社の社叢、鼻崎の大スギ、高根白山神社のスギ、芋穴所のマルカシ、蓮生寺のイブキ、北方のトキワガキ、万年寺のカヤ、月見里神社のクス、常願寺のカヤなど

(2)歴史・文化的景観要素図



### (3)都市景観

#### ①商業基盤としての藤枝駅周辺及び商店街

- 駅周辺及び旧東海道沿いの商店街が、本市の商業地景観を形成しています。
- 駅周辺では中心市街地活性化事業により、商業ビルやマンションが増加しており、広告・看板等の掲出が増えています。
- 駅周辺では夜間の賑わいを創出するために、イルミネーションの設置を冬季限定で行っており、訪れた人の目を楽しませています。
- 個人商店の廃業などによる空き店舗の増加が見られるほか、駅周辺では飲食業などが増加しています。



藤枝駅南口



藤枝駅北口



藤枝宿上伝馬商店街

商店街：藤枝駅南商店街、藤枝駅前商店街、藤枝宿上伝馬商店街、喜多町商店街、長楽寺商店街、岡部町名店会など

#### ②工業地

- 大井川左岸、小石川町、築地、高柳、八幡、横内などの工業地は、本市の工業景観を象徴する景観です。
- 規模が大きい工業施設が多く存在しますが、建物周辺の緑化に取り組んでいる企業が多く、緑化景観を形成しています。



高柳周辺の工業地



藤枝工業団地



大井川左岸の工業団地

工業地：持田製薬(株)、日清紡テキスタイル(株)、(株)明治、住友ベークライト(株)、中外製薬工業(株)、(株)ツムラ、(株)村上開明堂、静岡家具工業団地、藤枝工業団地、藤枝高田工業団地など

### ③住宅地、集落

- 比較的新しい住宅地では、建築協定や地区計画により、緑化木の配置や、建物の色彩が抑えられるなど、統一感のある落ち着いたまちなみが形成されています。
- 建築協定や地区計画がない住宅地は、形態・意匠・色彩の統一感が感じられない地区も見られます。
- 市街地では高層マンションなどの大規模建築物の立地が進んでおり、背景となる自然景観の眺望を妨げている例も見られます。
- 集落地は、周辺を農地や森林などに囲まれ、のどかな景観が形成されています。



清里



岡部台



蔵田

住宅地：駿河台、清里、岡部台、藤岡、平島、音羽町、茶町、瀬古、新南新屋、光洋台など  
集落地：蔵田、市之瀬、中里、上滝沢、寺島、堀之内、北方、下之郷、高田、仮宿など

### ④個性のある市街地

- 岡部支所周辺は、歩道整備や無電柱化の実施にあわせ、宿場町をイメージしたまちなみが整備されています。
- 茶町には、本市の特産であるお茶の集積地としての茶問屋の建物が町中にお茶の香りが漂う風情を感じさせています。



宿場町をイメージしたまちなみ  
(岡部支所付近)



宿場町の名残のある通り  
(旧東海道・岡部町内谷)



茶問屋の建物があるまちなみ  
(茶町)

個性のある市街地：岡部支所周辺、茶町など

(3)都市景観要素図



## (4)都市施設景観

### ①芸術・文化、スポーツの拠点

- 市民会館、市文化センター、市立図書館、玉露の里などは芸術・文化の拠点として、市民グラウンド、市民体育館、市武道館、藤枝総合運動公園などはスポーツの拠点として市民に親しまれています。
- 藤枝総合運動公園や大久保グラススキー場、玉露の里などは、自然に囲まれた緑豊かな景観が形成されています。



市民会館



市民グラウンド



市武道館

芸術・文化拠点：市民会館、市文化センター、市立図書館、藤の瀬会館、郷土博物館、文学館、陶芸センター、玉露の里など  
スポーツ拠点：市民グラウンド、市武道館、県武道館、市民体育館、勤労者体育館、市民テニスコート、西益津温水プール、大洲温水プール、大久保グラススキー場、藤枝総合運動公園など

### ②市民の憩いの空間となる公園

- 各所に存在する緑豊かな公園は、市民に安らぎや憩いをもたらす場として親しまれ、魅力ある景観を形成しています。
- 蓮華寺池公園は、市街地に近接し豊かな自然環境を活かした公園として本市を代表する公園であり、日常的に老若男女問わず多くの人が訪れています。



蓮華寺池公園



藤枝総合運動公園



青木中央公園

公園：蓮華寺池公園、藤枝総合運動公園、青木中央公園、滝ヶ谷公園、御子ヶ谷公園、貝立公園、岩城山公園、駅南公園、内谷三輪公園など

### ③幹線道路

- 県道島田岡部線（旧国道1号）、主要地方道焼津森線、都市計画道路志太中央幹線、都市計画道路志太西線などが本市道路網の骨格軸を形成しています。
- 幹線道路には、イチョウやケヤキ、ハナミズキなど、四季を彩る樹木が植えられるなど、緑豊かで周辺に配慮された道路景観や、富士山・高草山を望むことが出来る道路空間など、良好な景観が形成されている場所もあります。
- 多くの沿道では、飲食店や量販店、娯楽施設などの比較的規模の大きな建物が立地し、彩度の高い看板や張り巡らされる電線などによって、背後に広がる自然景観の眺望が妨げられています。



都) 志太西線



県) 島田岡部線（旧国道1号）



都) 志太中央幹線

主要幹線道路：都)志太西線、県)島田岡部線、主)焼津森線、県)藤枝大井川線、都)志太中央幹線、都)小川島田幹線など ※ 都)：都市計画道路、県)：一般県道、主)：主要地方道

### ④ランドマークとなる大規模建築物及び構造物

- 市内の大規模建築物は幹線道路から目に付きやすく、地域を印象付けるランドマークとなっており、景観形成上重要なものです。
- 郷土博物館・文学館などは、周囲の雰囲気と調和し、一体となって景観を形成しています。



ホテルオーレ・オーレ藤枝



B i V i 藤枝



郷土博物館・文学館

大規模建築物・構造物：ホテルオーレ、オーレ藤枝、B i V i 藤枝、郷土博物館・文学館、市立総合病院、市立図書館、市役所、岡部支所、ふれあい大橋、勝草橋など

## ⑤市街地を見下ろす眺望・山並みなどへの眺望

- 多くの山や丘陵があり、雄大な山々から市内を一望できるポイントが数多く存在します。
- 高草山や富士山などの特徴的な形の山々は、遠方からも眺めることができ、本市の景観を印象づけるランドマークです。
- 市街地に立地している高層マンションなどが、背景となる山並みなどの眺めを妨げている場所もあります。



貝立公園からの眺望



お姫平からの眺望



藤枝総合運動公園からの眺望

眺望ポイント：貝立公園、お姫平、藤枝総合運動公園、高根山、びく石、高尾山、烏帽子形山、経塚山、潮山など

(4)都市施設景観要素図



## (5)活動・人々の暮らし

### ①イベント・行事

- 各所に点在する社寺や集落などで、四季を通じて様々な行事が行われており、古来より続く神事や祭りなども数多く残っています。特に3年に一度行われる藤枝大祭りは、市を代表する祭りです。
- それぞれの行事は、季節の風物詩として、本市ならではの景観となっています。
- 「て～しゃばストリート」や「お茶の香ロード」、「白子100円笑店街」など、市民参加型・市民主導型のイベントも実施されています。



藤枝大祭り



て～しゃばストリート



ルミスタ★ふじえだ

春の行事	3月	ヤマメ釣り解禁、桜まつり（金比羅山、瀬戸川等）、十輪寺もくれんまつり、葉梨アーモンドまつり、びく石まつり、ふじえだマラソン、椿まつり（玉露の里）など
	4月	春まつり（玉露の里）、藤まつり、みどりまつり（つたの細道公園）、献茶祭など
	5月	玉露の里お茶まつり、白藤まつり、白ふじの里ホテルまつり、端午の節句（柏屋）、大久保グリーングリーンまつり、植木まつりなど
夏の行事	6月	アユ釣り解禁、時の記念日（柏屋）、茅の輪くぐり（飽波神社、立石神社、神神社）など
	7月	七夕まつり（柏屋）、夏まつり（神明神社、八坂神社）、立石神社祭典、大久保サマーフェスティバルなど
	8月	藤枝花火大会、全国PK選手権大会 in Fujieda、虫送り（殿）、あげんだい（滝沢ほか）、燈籠流し（仮宿地区ほか）、日切地藏尊縁日など
秋の行事	9月	青山八幡宮例祭、かみころばしと七十五膳（若宮八幡宮祭典）、観月茶会（玉露の里）、花倉八幡神社祭典、彼岸花フェスタ（白ふじの里）など
	10月	神楽（滝沢八坂神社、高根白山神社）、朝比奈大龍勢、藤枝大祭り、ふじえだ産業祭、殿コスモスイベント、フード！スマイルフェスティバルなど
	11月	岡部宿にぎわいまつり、岡部宿街道文化まつり、お茶の香ロード、下伝馬恵比寿講、もみじまつり（滝ノ谷不動峽）、せとやまるかじり、ルミスタ★ふじえだ、大久保おたむ祭りなど
冬の行事	12月	大掃除と餅つき（柏屋）、除夜の鐘、スポーツ&健康フェスタ in ふじえだなど
	1月	初詣、藤枝リパティ駅伝など
	2月	節分の豆まき（柏屋、成田山）、ひな祭り（柏屋）、山の神まつり（神神社）、田遊び（滝沢八坂神社）など
定期開催		て～しゃばストリート、白子100円笑店街、上伝馬定期市、八の市など

## ②スポーツにより演出される景観

○多くの市民に親しまれているサッカーをはじめ、丘陵地や川などの自然を活かしたスポーツが行われており、マラソン大会やグラススキーなど周囲の自然とスポーツに親しむ人々の織り成す様は魅力的な景観となっています。

○休日には、市内のグラウンドや広場、体育館など、いたるところでソフトボールやグランドゴルフなど様々なスポーツに親しむ老若男女の姿が見られます。



全国 PK 選手権



ふじえだマラソン



グラススキー

スポーツによる演出景観：全国 PK 選手権、ふじえだマラソン、グラススキー、藤枝リパティ駅伝、国際ユースサッカー、全国シニアサッカーなど

## ③景観形成に係るまちづくり活動（花作り・清掃・イベントなど）

○まちづくりや地域づくりに取り組む団体が多く存在し、市民自らイベントの企画運営やまちの清掃など主導的に活動に取り組んでいます。

○市内に事業所を構える企業も、積極的にまちづくり活動に参加しており、市民と一体になって清掃や花作りなどを行うとともに、地域の活性化にも取り組んでいます。



花壇の手入れ



企業参加のまちづくり活動



統一まち美化運動

活動団体：NPO 法人お茶事の村、藤枝市花の会、堀之内花を育てる会、青木まちづくり委員会、藤枝 21 世紀の森づくりの会、藤枝市藤育会、殿コスモスを咲かせよう会など  
活動内容：お茶の香ロード、花の育成、清掃活動、一社一村しずおか運動など

#### ④暮らしの景観

- 市内のいたるところで、まちの中で楽しく暮らす様子（公園で遊んでいる景観、おしゃべりをしている景観、ベンチ等で休んでいる景観、生業にいそしむ景観（茶・畑・田）、伝統産業の景観など）が見られます。
- 特に本市では、蓮華寺池公園で遊ぶ様子や、町に漂う茶の香り、農村で見られるお茶やみかんの収穫などの営みの景観が特徴的です。



蓮華寺池公園で遊ぶ子供



みかんの収穫



干し柿のある軒先

暮らしの景観：公園で遊ぶ子供、ジョギング、散歩、公園や広場でのラジオ体操など  
生活の景観：お茶やみかんの収穫、干し柿、お茶の香り、畑作業、買い物風景など

#### ⑤居心地の良い場所

- 市民の日常生活の傍らに、居心地の良い場所や思わず立ち寄りたくなる場所があります。



蓮華寺池公園のベンチ



瀬戸川左岸道（こもれびの道）



歓迎の雰囲気が漂う商店

居心地の良い場所：蓮華寺池公園のベンチ、瀬戸川左岸のこもれびの道、飾られた商店の店先  
河川沿いの遊歩道

(5) 活動・人々の暮らし景観要素図



## (6) 景観の劣化・阻害等の課題

本市を全体的に見た場合、現時点では際立って景観が阻害されているとは考えにくい状況ですが、土地利用や都市・産業構造の転換などにより、以下の課題が発生することが考えられ、景観の劣化が心配されます。

### ① 「自然的景観」、「歴史・文化的景観」に関する景観劣化のおそれ

- ・ 自然環境に不調和な色彩や形態をした建築物の建築
- ・ 山林や田園の中で目立つ規模や色彩の屋外広告物
- ・ 維持管理の行き届かない空き家、空き地の増加
- ・ 後継者や維持管理者の不在による耕作放棄地の増加や里山の荒廃
- ・ 山や河川に無造作に捨てられるごみ

### ② 「都市景観」、「都市施設景観」に関する景観劣化のおそれ

- ・ 周辺の環境に不調和な色彩や形態をした建築物の建築
- ・ 後継者の不在等による空き店舗の増加
- ・ 維持管理の行き届かない空き家、空き地の増加
- ・ 維持管理者の不在等による市街地から見える里山の荒廃
- ・ 電線や電柱による眺望阻害
- ・ 市街地から見える里山の緑の断絶
- ・ 幹線道路沿いの目立つ規模や色彩の屋外広告物
- ・ 道路や公園などに無造作に捨てられるごみ

### ③ 「活動・人々の暮らし」に関する景観劣化のおそれ

- ・ 後継者や参加者の減少等による地域活動の衰退
- ・ 後継者や維持管理者の不在による暮らしの景観における活力の低下



耕作放棄地



道路沿いのごみ

## 第2章 景観形成に関する理念・目標・方針

(法第8条第3項)

### (1) 景観形成の理念・目標

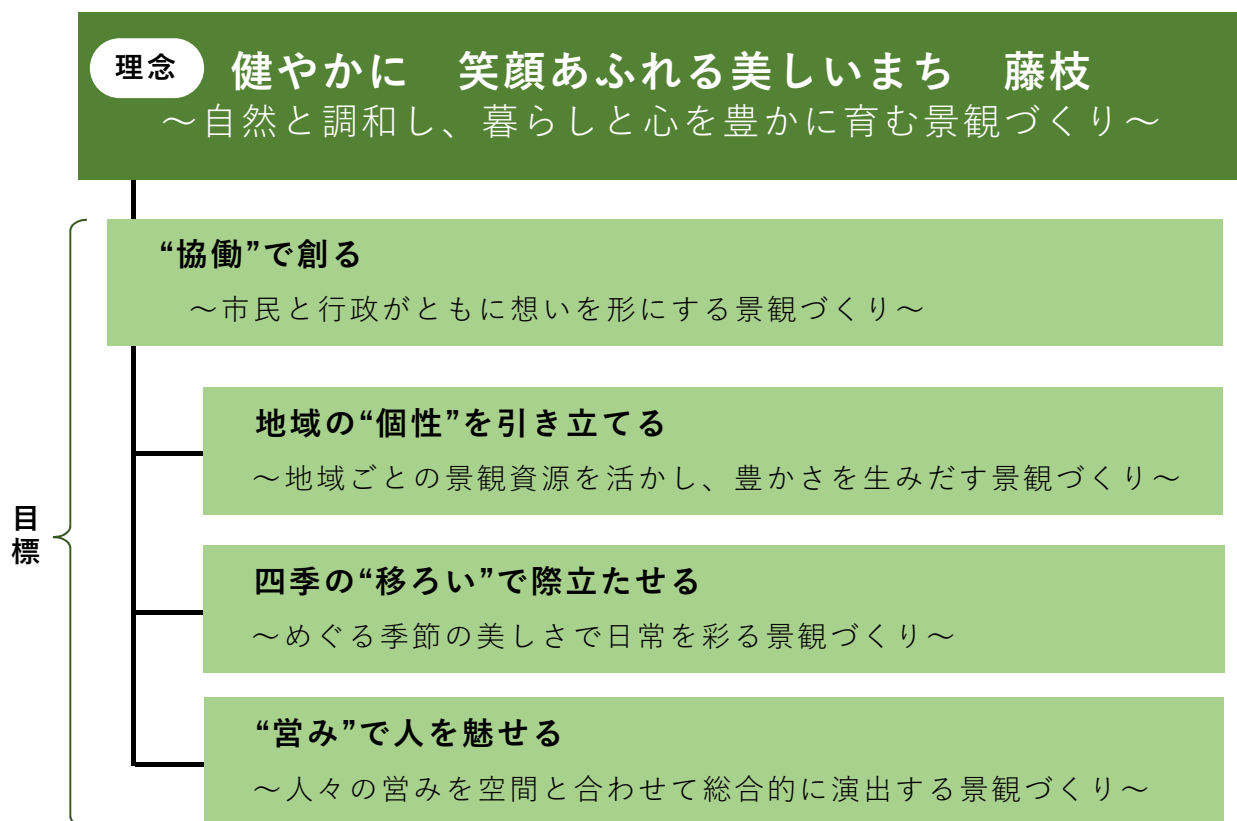
本市は、里山や市街地に近接する丘陵、瀬戸川等に代表される暮らしと調和した自然景観がいたるところに存在し、水や緑がもたらす美しさや癒しの雰囲気から市民に安らぎと潤いを与えています。

また、これらの景観には、市内外から人々が集い、活動し、楽しむ風景が合わさり、賑わいや活力を創りだしています。

その他にも、市内には、歴史の趣を感じさせる景観、駅周辺等の活力ある景観、季節によりその表情を変える景観など、多くの良好な景観が存在し、美しさや賑わい等を感じ取ることができます。

こうした美しく様々な個性を持つ景観資源を市民とともに活かし、創っていくことで、景観づくりが身近なものとなるよう、ふじえだ花回廊基本構想で掲げている「花でつながるまちづくり」などとも一体となり、藤枝らしい景観づくりに取り組んでいきます。

この景観づくりへの取り組みにより、本市に住む人々の「暮らし」や「心」が豊かになり、『健康で幸せな日常』を実感できるまちとなるよう、下記のとおり景観形成の理念と目標を定めます。



## (2) 景観形成の方針

景観形成の理念及び目標を実現するために、景観形成の方針を設定します。  
景観形成方針は、市域の景観特性を踏まえ、次のような構成とします。

### 1) 目標毎の景観形成方針 (P26～29)

#### ① “協働”で創る

～市民と行政がともに想いを形にする景観づくり～

#### ② 地域の“個性”を引き立てる

～地域ごとの景観資源を活かし、豊かさを生み出す景観づくり～

#### ③ 四季の“移ろい”で際立たせる

～めぐる季節の美しさで日常を彩る景観づくり～

#### ④ “営み”で人を魅せる

～人々の営みを空間と合わせて総合的に演出する景観づくり～

### 2) 地区別の景観形成方針 (P30～33)

- |           |       |       |
|-----------|-------|-------|
| ○瀬戸谷・稲葉地区 | ○葉梨地区 | ○広幡地区 |
| ○西益津地区    | ○藤枝地区 | ○青島地区 |
| ○高洲地区     | ○大洲地区 | ○岡部地区 |

### 3) 景観拠点の景観形成方針 (P34)

### 4) 景観軸の景観形成方針 (P35～36)

これらに加え、景観形成重点地区が指定された場合は、当該地区における景観形成方針が定められることとなります。(P43 参照)

# 1)目標毎の景観形成方針

## ①“協働”で創る

### ～市民と行政がともに想いを形にする景観づくり～

理念や目標に基づく良好な景観形成は、市民、事業者、行政が力を合わせていくことが重要です。それにより、暮らしに身近で、愛着のある景観を形成していくことができると思います。

また、良好な景観を創るだけでなく、守り、育てていくためにも、継続的な協働による取り組みが必要となります。

日常の中の小さな活動を含め、協働による景観形成への活動が市内全域に広がっていくよう、様々な取り組みを進めていきます。

#### □現在実施されている代表的な協働の取り組み

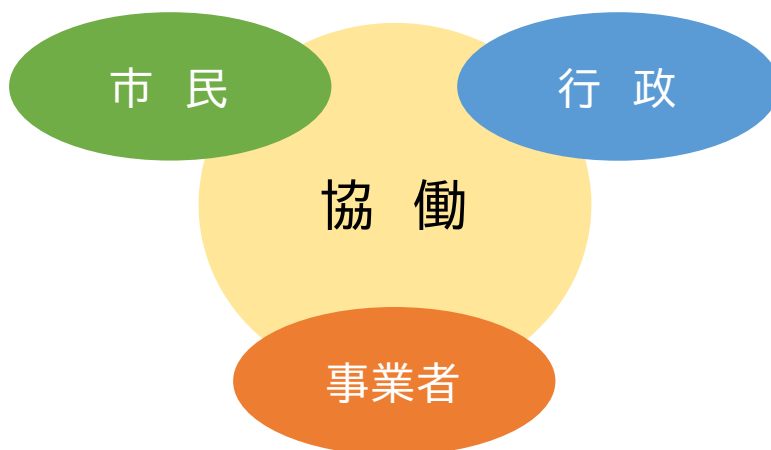
- ・ 地区計画や建築協定を活用したまちづくり
- ・ 藤枝駅前地区におけるまちづくり憲章
- ・ まち美化里親制度を利用した清掃
- ・ 各町内会がリバーフレンドシップを利用した河川の清掃や除草
- ・ 藤枝 21 世紀の森づくりの会等、様々な市民団体等による地域づくり活動



地区計画による統一感のあるまちなみ



まち美化里親制度による清掃



## ②地域の“個性”を引き立てる

### ～地域ごとの景観資源を活かし、豊かさを生みだす景観づくり～

本市には、緑豊かで落ち着いた雰囲気のあるまちなみ、歴史の趣を感じさせる建物、開放的な田園風景など、市民が愛する景観資源が日常生活の傍らに存在し、日々の関わりの中で暮らしや心を豊かにしています。

このようなそこに暮らす人々にゆとりや豊かさを与え、地域の個性を引き立てる景観資源の保全・活用・創出に努めます。

#### □地域の個性を引き立てる代表的な景観資源

- ・岡部宿、藤枝宿、茶町、田中城等の歴史ある建物・史跡
- ・市内に多数ある城跡や神社、寺院
- ・市内を通る旧東海道
- ・旧東海道沿道の商店街
- ・藤枝駅周辺を中心とした市街地
- ・緑豊かな蓮華寺池公園
- ・交通量の多い幹線道路
- ・瀬戸川、葉梨川、朝比奈川、黒石川、蓮華寺池、青池等の河川や水辺
- ・里山、田園（葉梨、大洲、瀬戸谷、岡部）
- ・住宅地の緑
- ・山々からの眺望



田中城下屋敷



サクラが咲き誇る瀬戸川



旧東海道の松並木



フジが咲き誇る蓮華寺池公園

### ③四季の“移ろい”で際立たせる

#### ～めぐる季節の美しさで日常を彩る景観づくり～

蓮華寺池公園のフジやサクラ、身近な河川空間や里山などの風景や、季節ごとに行われる様々なお祭りなどは、日々の暮らしの傍らで、移ろいゆく季節の中に感じられる、一瞬の美しさやめぐる季節を待つ喜びを生み、人々に幸せな時間を演出しています。

このように移り行く季節を感じられることで日常を豊かにし、見る者に安らぎや感動を与える景観資源の保全・活用・創出に努めます。

#### □季節を感じる代表的な景観資源

- ・蓮華寺池公園のフジ、金比羅山や瀬戸川沿いの桜並木、栃山川のコスモス・ヒガンバナなど
- ・滝ノ谷不動峽、びく石、宇嶺の滝、つたの細道などの紅葉
- ・道路沿いを彩る街路樹や花
- ・季節によって移ろう里山や田園、茶畑（瀬戸谷・稲葉・葉梨・大洲・岡部）
- ・瀬戸川、朝比奈川、岡部川、六間川など生活の身近にあり、四季や憩いを感じる河川や水辺空間
- ・ルミスタ★ふじえだ、各町内会の祭りや地域に伝わる伝統行事など
- ・飽波神社等の茅の輪くぐり、大旅籠柏屋の餅つき、成田山新護寺の豆まきなど



初春の蓮華寺池公園



初夏の水田



晩秋の滝ノ谷不動峽

#### ④“営み”で人を魅せる

### ～人々の営みを空間と合わせて総合的に演出する景観づくり～

良好な景観は、人々の営みや活動と切り離せないものです。特に蓮華寺池公園の景観は、そこに集う人々と一体で形成されています。さらに、市民が誇る祭りやサッカーに至っては、人の活動自体が本市を印象付けるような景観となっています。

これらは、市外から訪れる人々との交流の場でもあり、藤枝市民が誇る「歓迎」の思いが形となって現れ、更なる賑わいを生みだしています。

このような人々の営みや賑わいを、その周辺の空間や建物などと総合的に演出することで、活気あふれる元気な景観の形成に努めます。

#### □活動や賑わいの代表的な景観資源

- ・て～しゃばストリート
- ・全国PK選手権大会、ふじえだマラソンなどのスポーツや市民活動
- ・藤枝花火大会
- ・藤枝大祭り、桜まつり、藤まつりなどの祭り
- ・朝比奈大龍勢
- ・お茶の香ロード
- ・藤枝おんぱく
- ・ふじえだ産業祭
- ・東海道藤枝宿・岡部宿いきいきまつり
- ・商店街の買い物風景などの日々の営み



藤枝花火大会

東海道藤枝宿・岡部宿いきいきまつり



全国PK選手権大会

## 2)地区別の景観形成方針

景観形成に関する理念、目標、方針、市民の意見などを踏まえ、地区別の景観形成方針を次のように定めます。



## ○瀬戸谷・稲葉地区

### □山、畑、田、河川が織りなす里山景観の保全

- ・山間地に広がる集落や農地と、緑豊かな山々や瀬戸川などの自然とが調和した里山景観の保全に努めます。

### □親水空間における憩いと安らぎの景観の保全・創出

- ・地区内を縦断する瀬戸川などにより、地区全域に存在する潤いのある水辺空間を保全するとともに、更なる憩いと安らぎの景観の創出に努めます。

### □人と人とのつながりを感じることができる景観の保全・継承

- ・高根白山神社のスギや神楽など、地域住民に愛され、大切にされてきた歴史を感じさせる古木や神社、地区独自のお祭りや文化など、人と人とのつながりを生みだしてきた景観の保全と継承に努めます。

## ○葉梨地区

### □水辺空間や里山などの自然景観の保全

- ・サクラやヒガンバナ、ホタルの生息地などが存在する葉梨川・二つ池などの水辺空間や、住宅地や農地などと調和した潮山などの里山を後世に残すため、これら自然景観の保全に努めます。

### □地域のお祭りを含めた寺社や城址等の趣を感じる景観の保全・創出

- ・花倉城跡等に代表される歴史的資源を活用し、地域住民みんなが楽しめるお祭りを含めた趣のある景観の保全や創出に努めます。

## ○広幡地区

### □山々からの眺望や水辺空間を活用した自然とふれあえる景観の整備・保全

- ・朝日山や潮山などからの眺望と葉梨川や朝比奈川などの水辺空間をつなぐ回遊性を持った景観資源の整備と保全に努めます。

### □幹線道路沿いの景観の管理・保全

- ・東名高速道路などへのアクセス道路とそれに繋がる道路について、安全性の確保とともに、東の玄関口としての良好な景観の管理と保全に努めます。

## ○西益津地区

### □歴史を感じる景観の保全・整備

- ・田中城跡を中心として数多く点在する史跡や歴史文化の更なる魅力向上に向け、市民活動を含めた歴史的な景観の保全と整備に努めます。

### □自然を活かした憩いの景観の保全・創出

- ・六間川や青池などにある美しい桜並木や豊かな緑を活かし、多くの人々が楽しむことができる憩いの景観の保全と創出に努めます。

## ○藤枝地区

### □自然と調和し、賑わいと活力のある景観の保全・創出

- ・蓮華寺池公園や瀬戸川などを中心とした、自然環境の整備や人々の交流・活動への支援・展開などにより、賑わいと活力のある景観の保全や創出に努めます。

### □お茶の香りや歴史的雰囲気などを活かした賑わいのある景観の創出

- ・旧街道に残る茶工場や歴史ある藤枝大祭りなどのお祭り、藤枝宿などの魅力を更に引き出し、人々の活気あふれる賑わいのある景観の創出に努めます。

## ○青島地区

### □藤枝駅を中心とした賑わいと潤いあふれる景観の保全・創出

- ・藤枝駅を中心として、その周辺に存在する青木中央公園や前島神社、旧東海道の松並木等の史跡との回遊性の向上や緑化推進など、賑わいと潤いあふれる景観の保全や創出に努めます。

### □人とまちをつなぐ安心安全を感じることができる道路景観の保全・整備

- ・地区内を横断する主要幹線道路など、自動車だけでなく、歩く人やお年寄りにとって優しいまちづくりに向け、道路景観の保全や整備に努めます。

## ○高洲地区

### □花のある明るく安全なまちなみや水辺景観の保全・整備

- ・黒石川や栃山川、幹線道路について、歩道整備等による安全性の確保とともに、四季折々の花が咲き誇る明るく安全なまちなみや水辺景観の保全や整備に努めます。

### □活発な市民活動から生まれる活力ある景観の保全・創出

- ・住民間のコミュニケーションが活発に行われる事業の展開・支援等により、地域住民の繋がりや活動などから生み出される活力ある景観の保全や創出に努めます。

## ○大洲地区

### □適切に管理された農地・田園景観の活用・保全

- ・地区内に広がる田畑を、耕作としてだけでなく、四季折々の花を楽しめる農地として管理するなど、良好な農地・田園景観の活用や保全に努めます。

### □親水空間や寺社等に付随した緑あふれる憩いの景観の整備・保全

- ・桁山川沿いや地区に点在する公園や神社など、人々の交流や癒しの場となっている緑あふれる憩いの景観の整備や保全に努めます。

## ○岡部地区

### □岡部宿周辺の歴史、文化、自然を活かした賑わいのある景観の保全・創出

- ・旧東海道岡部宿周辺に残る歴史の雰囲気や醸し出すまちなみや建物、文化、自然等の個性ある景観資源を整備・保全し、賑わいのある景観の創出に努めます。

### □里山や水辺空間などの自然景観の保全・整備

- ・ふるさとの風景としての里山や岡部川、朝比奈川などの水辺空間が更に身近に感じられるよう、自然景観の保全と整備に努めます。

### □伝統や祭りなどの文化を感じる景観の保全・継承

- ・朝比奈大龍勢や虫送りなど、引き継がれてきた独自の伝統や文化を感じることができる景観の保全と継承に努めます。



人々が楽しむ親水空間



美しい里山



歴史を感じる神社

### 3) 景観拠点の景観形成方針

市内には、お姫平、烏帽子形山、潮山、高尾山、高草山など、眺望ポイントが数多く存在して、そこからの眺めは訪れる人々の目を楽しませています。これらの眺望ポイントの多くは、ハイキングを楽しむ人にとっても、疲れを忘れさせる小さな感動を与えています。

また、市内各所に存在し、歴史的景観の核となっている史跡や神社・寺院、大木も、各地域の憩いの場として、また歴史文化を伝承する場として、おごそかで趣のある雰囲気醸し出しています。

このような拠点となる景観資源を保全するため、市民による草刈り・清掃活動等への支援やハイキングガイドマップや文化財マップなどによる積極的な情報発信に努めていきます。

併せて、その魅力を向上させていくため、眺望ポイント、史跡や神社仏閣等からの眺望から目につきやすい大規模建築物について、第7章に定める景観形成基準に基づき、意匠や色彩などについて良好な景観への誘導を図ります。

#### □個性を引き立てる

- ・ハイキングコースの整備・保全、史跡整備活用事業、文化財活用事業、観光プロモーション事業、まち美化里親制度、地域環境美化推進連携事業

#### □移ろいで際立たせる

- ・ハイキングコースの整備・保全、里山等の身近な自然環境の保全

#### □営みで人を魅せる

- ・地域コミュニティ活動の推進



里山等の身近な自然景観の保全



伝統文化の継承

## 4) 景観軸の景観形成方針

市内には、瀬戸川や栃山川等、数多くの河川が流れ、本市を特徴づける自然豊かな景観を形成し、市民に安らぎと憩いを提供しています。

多自然工法により景観に配慮した整備が進められていますが、今以上に市民が集い、楽しめる連続性・回遊性を持った空間の創出に向け、河川の一部を利用した遊歩道や親水空間の整備、堤防沿いのサクラ等の花や緑の整備・保全を行います。

また、市内を走る幹線道路は、都市景観の重要な構成要素であり、自動車で訪れる人にとって、本市の印象に強く影響を与えるものでもあります。

市としての印象を向上させ、市民にとっても快適な空間とするために、無電柱化の推進や屋外広告物の大きさの統一や集約化などによる眺望の確保を進めるとともに、街路樹の適正管理とまち美化里親制度や地域環境美化推進連携事業の推進による清潔感と潤いの保全・向上に努めていきます。

### □個性を引き立てる

- ・多自然型工法による河川整備や遊歩道・親水空間整備の推進、河川愛護団体の表彰、街路樹の適正管理、無電柱化

### □移ろいで際立たせる

- ・ハイキングコースの整備・保全、里山等の身近な自然環境の保全、ふじえだ花回廊事業の推進

### □営みで人を魅せる

- ・まち美化里親制度、地域環境美化推進連携事業



遊歩道や親水空間の整備



堤防沿いのサクラや緑の整備・保全



無電柱化の推進



街路樹の適正管理

### 第3章 景観形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号）

#### (1)届出対象行為

法第8条第2項第2号に基づき、市内全域における良好な景観の保全・形成のため、景観計画区域内で行われる建築物の建築等の行為のうち、以下に定める規模・要件に該当するものを届出対象行為とします。

なお、以下の規模・要件に満たない届出対象外行為については、ホームページやパンフレット等により景観計画の趣旨を広くPRし周知することで、景観形成基準に準じた運用への誘導を図ります。

行為	対象となる規模・要件
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さ 15m又は同一敷地における建築物の延べ床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、又は外観の2分の1以上を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更（当該建築物と一体となる工作物を含む。）</li> <li>○高さ 15mを超える工作物（太陽光発電設備を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、又は外観の2分の1以上を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更</li> <li>○太陽光発電設備について、設置後の太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域内における 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為</li> <li>○都市計画区域外における 10,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為</li> </ul>
土地開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面積 1,000 m<sup>2</sup>以上かつ土量 2,000 m<sup>3</sup>以上等の土地開墾、土石の採取、鉱物の採取、その他土地の形質変更</li> </ul>

※ 上記の表に使われている用語の定義は、以下のとおりとします。

建築物 : 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するもの

工作物 : 次に掲げるもの

- (1) 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 橋梁、高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (4) 装飾塔、記念塔、電波塔、送電鉄塔その他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (6) 自動車車庫の用に供する立体的施設その他これに類するもの
- (7) 石油、ガス、セメント、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設（地下に貯蔵するものを除く。）
- (8) 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの
- (9) その他、良好な景観形成に支障を及ぼす恐れがあると市長が認めたもの

開発行為 : 都市計画法（昭和43年法律第20号）第4条第12項に規定するもの

## (2) 景観形成基準

届出対象行為に係る景観形成に関する基準は、以下のとおりとします。

なお、基準に合致するか判断が難しい場合には、その状況に応じた個別の判断を庁内関係部署や景観審議会等で行います。

### ○建築物・工作物

項目	景観形成基準								
配置・壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等公共施設に面する壁面の位置は、原則として道路から見て圧迫感を感じない距離を確保することとし、それが困難な場合は修景空間や公開空地的な空間、植栽のための空間を確保し、圧迫感や違和感を和らげるよう努めること。</li> <li>尾根線上や山腹からの眺望や、市街地からの山並みなどへの眺望から目につく丘陵地等への建築物等の配置は避けること。</li> </ul>								
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の地形やまちなみなどと調和する形態・意匠とすること。</li> <li>圧迫感を軽減する為、単調なデザイン等による大壁面とならないよう努めること。</li> </ul>								
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地を見下ろす眺望や、市街地から山並みなどへの眺望を阻害しない配置・高さとなるよう努めること。</li> <li>周辺のまちなみ景観の中で、できる限り突出した印象を与えないよう努めること。</li> </ul>								
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物及び工作物の外観の基調色は、周辺のまちなみや建築物等と調和するよう努めると共に、マンセル値において下記の基準に適合するものとする。ただし、建築物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分及び見付面積の5分の1未満の範囲の部分については、この限りでない。</li> </ul> <p><b>【色彩基準】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td> <td rowspan="2">制限なし</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(P40 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽電池モジュールの色彩は、黒又は濃紺若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。</li> </ul>	色相	明度	彩度	全ての色相	制限なし	6以下	無彩色	制限なし
色相	明度	彩度							
全ての色相	制限なし	6以下							
無彩色		制限なし							
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上に設ける設備は、外部から見えにくい位置に設置するか、目隠し等により見えにくくすること。</li> <li>外壁に取り付ける設備や配管は、建築物と一体的な外観とするか、目隠し等により見えにくくすること。</li> </ul>								
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、極力保全し景観に活かすよう努めること。</li> <li>樹種については、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和を得られる樹種とすること。</li> <li>敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽や花壇の設置などにより、歩行者等から見た効果的な緑化を図ること。</li> </ul>								
駐車場・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場・駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場等は、歩行者から直接見えない位置に配置するなど、植栽などによる修景を施すよう努めること。</li> <li>駐車場は、緑の多用により周辺環境との調和を図ること。</li> </ul>								

項目	景観形成基準
外柵や塀、門柱・門扉	・建物本体や周辺のまちなみと調和し、透過性の確保や緑化修景などにより、圧迫感のないものとする。
太陽光発電設備	・広い範囲から見ることのできる斜面や高台等で設置しないよう努めること。 ・太陽電池モジュールは、黒色や濃紺色または、低明度かつ低彩度、低反射が目立たないものを使用し、周囲の景観と調和するよう配慮すること。 ・敷地境界からできる限り後退するとともに、必要に応じて敷地周囲に植栽して目隠しする等、公共空間から見えにくくなるよう努めること。 ・現況の地形を可能な限り生かし、切土、盛土の発生を最小限に抑えること。 ・法面はできるだけ緩やかな勾配とし、植栽等により緑化すること。 ・擁壁は、周辺景観に調和した形態及び素材となるよう配慮すること。

○開発行為

項目	景観形成基準
造成	・現況の地形を可能な限り生かし、切土、盛土の発生を最小限に抑えること。 ・法面はできるだけ緩やかな勾配とし、植栽等により緑化すること。 ・擁壁は、周辺景観に調和した形態及び素材となるよう配慮すること。

○土地開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
土地開墾等	・土の採取などによる土地の形質の変更は、必要最小限のものとする。 ・土の採取などの後の土地の地形や景観が、周辺と著しく不調和とならないよう配慮すること。 ・必要に応じて、周辺の植生を考慮した緑化を行うこと。

<マンセル値について>

○マンセル値について

- ・一つの色を正確かつ客観的に表示するための尺度。一つの色相を色相、明度、彩度の3つの組み合わせで表現するもの。

【色相】

- ・10種類の基本色（赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(YG)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(BP)、紫(P)、赤紫(RP))による度合いを0～10までの数値で表す。

【明度】

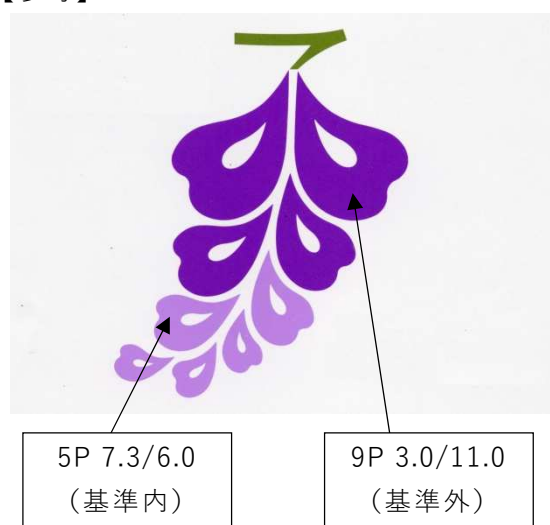
- ・明るさの度合いを0～10の数値で表す。数値が小さいほど暗い色となる。

【彩度】

- ・鮮やかさの度合いを0～14程度の数値で表す。数値が小さいほど淡い色となる。なお、白、黒などの無彩色の彩度は0となる。

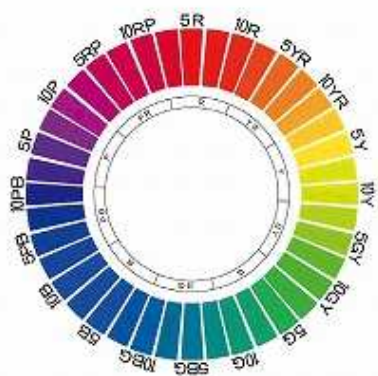
表示例：5 R 6. 5 / 3. 0 (色相 明度 / 彩度)

【参考】

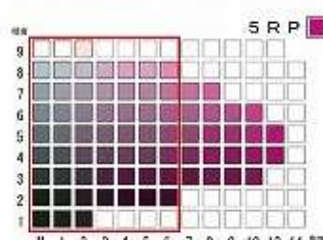
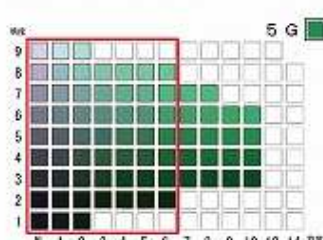
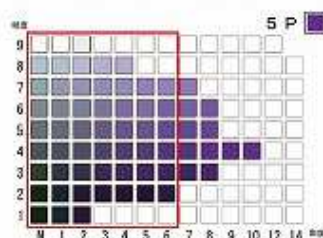
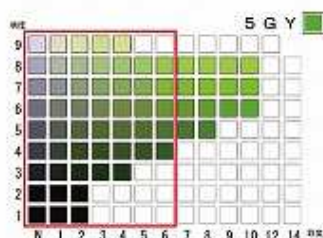
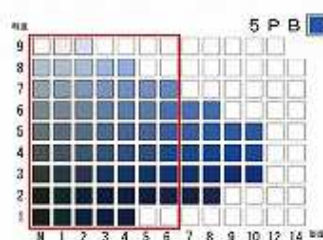
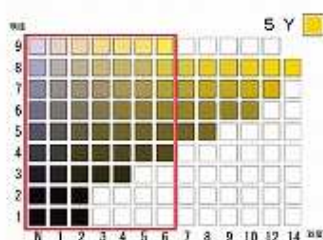
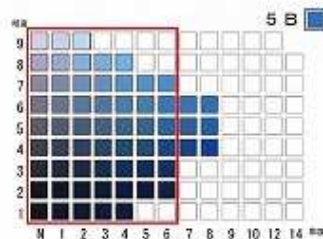
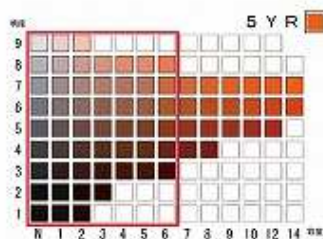
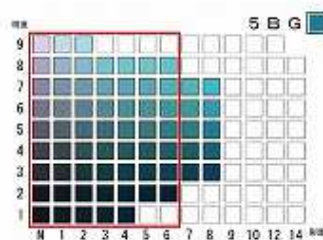
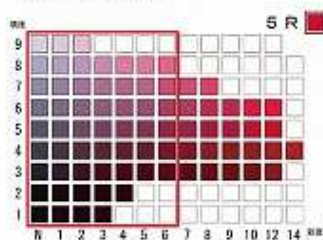


< 色相・明度・彩度の範囲 >

【色相環】



【明度と彩度】



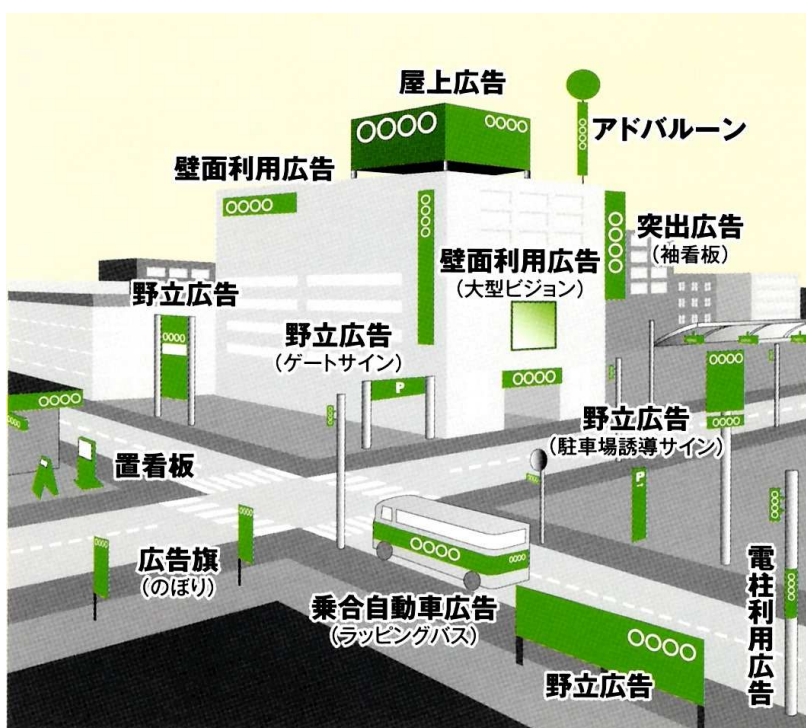
## 第4章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

(法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物については、良好な景観形成に関する方針に基づき、静岡県と歩調を合わせて静岡県屋外広告物条例を運用した適切な設置に努めます。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の周辺区域やその他良好な景観が保全される必要があると認められる地域では、案内看板の集約化や色彩など屋外広告物の調和が特に求められることとなります。これらの区域については、より細かな基準による景観誘導を図るため、「広告景観保全地区※」指定に関する検討や、市内各地域の状況に合った屋外広告物の位置、形状、高さ、色彩、表示面積など独自の許可基準を定める「藤枝市屋外広告物条例」の制定に向けた検討を進めます。

※広告景観保全地区…静岡県屋外広告物条例に基づく制度。特別規制地域または普通規制地域のうち、地域の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、風致の維持を図ることが必要である区域を広告景観保全地区として指定することができる。



## 第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第3号)

特に重要な景観資源の保全や活用を図るため、法第8条第2項第3号に定める法第19条第1項の景観重要建造物及び法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針を以下のよう  
に定めます。

この指定後は、市民と行政の協働による保全や周辺の景観誘導など、関連する適切な景  
観形成施策を推進します。

### (1)景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当  
する建造物については、所有者と協議し、その同意を得たうえで、景観重要建造物とし  
て指定します。

- ①優れたデザインを有し、市や地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形  
成に役立ち、保全の必要があると認められる建造物
- ②地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、地域を象徴する建造物

### (2)景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹  
木については、所有者と協議し、その同意を得たうえで、景観重要樹木として指定しま  
す。

- ①樹高や樹形が、市や地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に役立  
ち、保全が必要であると認められる樹木
- ②地域の自然や歴史、文化などを象徴する樹木



## 第6章 景観形成重点地区

---

### (1) 景観形成重点地区の指定の目的

本市にある様々な景観の中でも、市を代表するような特に優れた景観については、更なる魅力向上や景観資源の保全を図ること、また、住民の地区に対する愛着を増大させ、住民の積極的参加による末長く持続したまちづくりが進められていくことを目的として、下記の方針に基づき、景観形成重点地区の指定を行います。

### (2) 景観形成重点地区の指定に関する方針

市民の景観に対する意識を高めていくうえで、先導的、かつ、積極的に良好な景観形成を進めていくべきと認められる以下に該当する地区については、地域の住民等と協議・調整を図り、その同意を得たうえで、景観形成重点地区に指定します。

指定される地区においては、当該地区の景観形成方針を定めるとともに、届出対象の規模や要件、色彩基準等を個別に定め、その地区に合ったルールづくりを行います。行政は、地区の考え方を最優先に考慮したうえで、最大限の協力を行い、常に協働する体制づくりを実践します。

- ① 藤枝市総合計画や藤枝市都市計画マスタープラン等の上位計画や他の計画との関連性や整合性から必要と認められる地区
- ② 景観形成や地域のまちづくりに関する活動が活発な地区
- ③ 地区の住民から景観形成重点地区の指定要望の高い地区
- ④ 市民アンケートやワークショップ等の結果を踏まえ、指定すべきと認められる地区

### (3) 景観形成重点地区の指定の進め方

景観形成重点地区については、まちや地区のイメージづくりに果たす役割等を考慮しながら、協働により、地区の特色を活かした潤いや美しさを感じられる景観形成を進めます。

まずは、本市を代表する拠点である3地区（藤枝駅周辺、蓮華寺池公園周辺、岡部宿周辺）について優先的に取り組んでいきます。

- ① 住民アンケートやワークショップなど、景観に関する様々な啓発を行い、景観に対する意識の醸成を図ります。
- ② 景観形成への住民意識の高まりを受け、勉強会やまち歩き等を行い、景観形成に向けた現状や課題等の整理を行います。
- ③ 庁内で景観形成の方向性の調整や確認を行い、地区住民とともに景観形成の目標や方針、色彩等の形態意匠などの基準やルールの検討、作成を行います。

- ④景観形成重点地区の指定後は、計画書（本書と別冊）を作成するとともに、市民と行政が継続的に良好な景観形成に向けた取り組みを進めていきます。

## 第7章 景観形成に関する取組

### (1) 良好な景観形成に向けた具体的施策・事業

理念や目標に基づく良好な景観形成に繋がる主な施策・事業は以下のとおりです。それぞれの施策・事業に関わる市民や団体には、景観づくりに関与している意識付けを機会あるごとに行っていくなど、各個別事業がより一層景観形成に繋がるように努めます。

#### ① 「“協働”で創る」に関わる施策・事業

##### i 市民や団体の景観形成への意欲を向上させるもの

施策・事業	概要
市民とのパートナーシップの強化	市民活動団体の活動助成・情報発信などを行い、市民の自主的なまちづくり活動を支援することで、景観形成への意欲を向上させる。
河川愛護団体の表彰	優良な河川愛護団体を表彰（県河川協会）し、団体の景観形成に対する意欲を向上させる。
花壇コンテストの実施	小中学校で花壇コンテストを実施し、子どもたちの景観形成に対する意欲を向上させる。
まち美化里親制度の促進	まち美化里親制度による緑化・美化活動等の優良な団体に対する表彰等により、景観形成に対する意欲を向上させる。

##### ii 市民や団体の活動を支援することで、協働による景観形成を強化するもの

施策・事業	概要
農業生産基盤の整備と活用	農道や農業水利施設などの整備を推進するとともに、農業や農村の持つ多面的機能を維持するための地域住民による活動を支援することで、協働による景観形成を強化する。
花の会等の緑化活動団体支援	市民の緑化活動の活性化を促すため、ボランティア団体への支援を行い、協働による景観形成を強化する。
中山間地活性化施設の連携による有効活用	地域活性化による賑わい景観等の創出のため、活性化施設の効率的な運営や新たな取り組みなど賑わい景観の拠点としての機能強化を図り、協働による景観形成を強化する。
地域コミュニティ活動の推進	地区交流センターを通して、地域の景観形成活動の核となる自治会・町内会中心の地域コミュニティ活動の維持と活性化を図り、協働による景観形成を強化する。
経営力の強い担い手の育成	認定農業者制度の推進とともに、経営改善や新規就農者の相談窓口の充実などによる人材育成を通して、協働による景観形成を強化する。

##### iii 市民の景観への意識を向上させるもの

施策・事業	概要
出前講座の開設	藤の育て方教室などを開催し、花の育成とともに景観に関する市民意識を向上させる。
シンポジウムや各種イベントでのPR	市民参加型のシンポジウムの開催や、各種イベントにおいて景観形成の取り組みについてPRを行い、市民の景観への意識を向上させる。

施策・事業	概要
生垣づくり補助制度による緑化の支援	生垣づくり補助制度の情報を強化し、民有地の緑化の促進を通して、景観に関する市民意識を向上させる。
記念樹配布による緑化の促進	記念樹のニーズの把握や、情報を強化し、民有地の緑化の促進を通して、景観に関する市民意識を向上させる。
プレイパークの実施	緑とふれあうプレイパーク事業を実施し、子どもたちの景観に対する意識を向上させる。

#### iv 協働による景観形成の取組を推進させるもの

施策・事業	概要
藤枝駅前地区の総合的な再生	駅前再開発地区と駅前商店街等による藤枝駅前地区まちづくり憲章により、協働による景観形成の取組を推進させる。
建築協定による緑化の促進	良好な景観形成に向け、緑化規定を盛り込んだ建築協定の締結の促進により、協働による景観形成の取組を推進させる。
地区計画による緑化の促進	緑に関する事項を盛り込むことを原則とした地区計画による緑化の促進により、協働による景観形成の取組を推進させる。
緑地協定による緑化の促進	緑地協定による緑化の促進により、協働による景観形成の取組を推進させる。
青池公園の保全	ビオトープ整備がされている青池について、地元有志との協働による景観形成の取組を推進させる。

## ② 「地域の“個性”を引き立てる」に関わる施策・事業

### i イベント等の開催により個性的な景観を創出するもの

施策・事業	概要
緑のイベント開催	桜まつり、藤まつり、椿まつり、アーモンドまつり、植木まつり等を開催し、個性的な景観を創出する。
て～しゃばストリート	道路空間を有効活用し、“オープンモール”として創造・発信の拠点づくりを行うことで、個性的な景観を創出する
全国PK選手権大会等の開催	サッカーやマラソンなどのスポーツイベントを開催し、個性的な景観を創出する。
ルミスタ★ふじえだ	駅前広場や道路、オープンスペース等を活用したイルミネーションを実施し、個性的な景観を創出する。

### ii 美しく豊かな自然景観を保全、活用するもの

施策・事業	概要
環境に配慮した多自然河川整備の推進	環境に配慮した多自然型工法による河川整備を推進し、美しく豊かな自然景観を保全する。
身近な自然環境の保全	荒廃山地、河川等の整備や里山などの保全活動を推進し、美しく豊かな自然景観を保全する。
グリーン・ツーリズムの推進	グリーン・ツーリズムの参加者を増やし、里山保全等の意識向上を図り、保全活動を広げ、美しく豊かな自然景観を保全する。
瀬戸川沿いの桜並木の保全	瀬戸川桜並木や金比羅山緑地の良質な保全を行い、美しく豊かな自然景観を保全する。
風致地区等の指定による緑の保全	現在、藤枝市に設定されていない風致地区の設定を検討し、美しく豊かな自然景観を保全する。
主要河川の都市緑地指定の推進	主要河川の緑地箇所を都市緑地に指定し、美しく豊かな自然景観を保全・活用する。

施策・事業	概要
既存緑地の都市緑地指定の推進	既存緑地を都市緑地に指定し、美しく豊かな自然景観を保全・活用する。
森林整備計画に基づく森林の保全	森林整備計画に基づき、森林の保全を推進し、美しく豊かな自然景観を保全する。
放置竹林対策の推進	放置竹林対策を促進し、里山の保全を進め、美しく豊かな自然景観を保全・活用する。

iii 自然と調和したまちなみ景観等を保全、創出するもの

施策・事業	概要
建築協定による緑化の促進	緑化規定を盛り込んだ建築協定の締結を図り、市街地の緑化を推進し、自然と調和したまちなみ景観を創出する。
工場立地法に基づく緑地の確保	工場立地法により、工場用地の緑化を確保し、自然と調和したまちなみ景観を創出する。
ハンギングバスケットやプランター設置の促進	商店街に花の植栽やハンギングバスケット、プランターを設置し、彩り豊かなまちなみ景観を創出する。
道路植栽の更新と適切な維持管理	枯死や樹勢の悪い樹木の更新と樹木の特性を生かした適切な維持管理を実施し、緑豊かなまちなみ景観を保全する。
生垣づくり補助制度による緑化の支援	生垣づくり補助制度の情報を強化し、民有地の緑化を促進し、緑豊かなまちなみ景観を保全・創出する。
緑地協定による緑化の促進	緑地協定により、自然と調和したまちなみ景観を保全・創出する。
河川遊歩道整備の推進	河川管理道を利用した、遊歩道整備を推進し、自然と調和したまちなみ景観を創出する。
公共施設の整備	クリーンセンター等の公共施設の整備において、景観に配慮したデザインにするとともに、植栽等を行い、自然と調和した景観を創出する。
花壇コンテストの実施	小中学校で花壇コンテストを実施し子どもたちの景観形成に対する意欲を向上させる。
公共施設の緑化	小中学校や公営住宅等の緑化により、自然と調和したまちなみ景観を創出する。

iv 賑わいや憩い、農地景観等、個性的な景観を保全、創出するもの

施策・事業	概要
経営力の強い担い手の育成	認定農業者制度の推進とともに、経営改善や新規就農者の相談窓口の充実などによる人材育成により、農地景観等を保全する。
農業生産基盤の整備と活用	農道や農業水利施設などの整備を推進するとともに、地域住民による活動を支援し、農地景観を保全する。
耕作放棄地への管理指導	耕作放棄された土地の所有者等に対して、耕作の再開、草刈等の保全管理を指導することで、良好な景観を保全する。
農地の集積あっせん	耕作できない土地所有者に、耕作者をあっせんし、農地景観を保全する。
農地維持活動による里山の保全	農業振興地域において、農地の維持を行うことで、水田等による開放的な景観を保全する。
藤枝大茶樹の茶摘み、「長寿の香り」贈呈事業	瀬戸谷大久保集落にある県下で最古の大茶樹の茶摘みと高齢者施設への一番茶の贈呈事業により、個性的な景観を創出する。
多面的機能支払交付金事業	高齢化等により機能低下している農地や農業用水路の保全管理について活動を支援による農業・農村の持つ多面的機能の向上により、農地景観を保全する。

施策・事業	概要
耕作放棄地の有効活用 の推進	耕作放棄地を有効活用し、農地における緑を復活させるなど、良好な景観を保全・創出する。
まち美化里親制度の促進	まち美化里親制度による緑化・美化活動の推進や制度締結の促進等により、きれいなまちなみ景観を保全する。
中山間地活性化施設の 連携による有効活用	交流人口の増加による地域活性化のため、活性化施設の効率的な運営や新たな取り組みなど交流の拠点として、賑わい景観を創出する。
公園整備計画の策定	近隣公園又は街区公園の整備計画の策定とともに、既存公園の充実と再整備による効果の検証により、憩いの景観を創出する。
緑豊かな交流空間の創出	人々が賑わい、交流の場となるような多目的な公園の計画的な整備、維持管理を進め、緑豊かな賑わいの景観を創出する。
借地公園整備の検討	公園用地の取得方法として、借地について検討し、憩いの景観を創出する。
親水空間整備の推進	河川の一部を利用した、親水空間整備を推進し、安らぎの景観を創出する。
ハイキングコースの整備・保全・紹介	既存のハイキングコースの紹介を強化するとともに、眺望ポイントなどの整備・保全を行い、良好な景観を保全・創出する。
指定文化財（天然記念物）の保全	地域の景観形成の核となる貴重な天然記念物の保全を支援し、良好な景観を保全する。
サッカーのまちの演出	来訪者の拡大を目指し藤枝駅舎や藤枝総合運動公園をバナーなどで装飾し、サッカーのまちを印象づける景観を創出する。
青池公園の保全	ビオトープ整備がされている青池を地元有志と協働で保全し、憩いの景観を保全する。
蓮華寺池公園の魅力アップ事業の推進	四季回廊の主要な拠点である蓮華寺池公園の再整備を促進し、賑わいと憩いの景観を保全・創出する。
藤枝駅前地区の総合的な再生	駅前再開発地区と駅前商店街等による藤枝駅前地区まちづくり憲章に基づく景観形成を進め、良好な景観を創出する。
伝統的な祭礼や芸能の継承	藤枝大祭りや朝比奈大龍勢など、地域に残る伝統的祭礼や芸能を観光資源として実施することで、賑わいの景観を創出する。
体験型観光の推進	藤枝おんぱくなど、あらゆる地域資源を観光資源として活用する着地型観光「体験型観光」を推進し、賑わいの景観を創出する。
がんばる商店街応援事業	商店街が自ら取り組む勉強会や活性化事業に対して補助を行うなど、振興活動に積極的な商店街を支援し、賑わい景観を保全・創出する。
魅力あふれる商業地づくり支援事業	個店同士の連携促進など、魅力あふれる商業地づくりに向けた取り組みを支援し、賑わい景観を保全・創出する。
開業チャレンジ応援事業	空き店舗を活用した出店支援や開業に関する専門的セミナーの開催など、開業しやすい環境づくりを進め、賑わい景観を創出する。
幹線道路整備事業	幹線道路の計画的な整備、維持を進め、良好なまちなみ景観を保全・創出する。
県道整備促進事業	県が施工する広域道路について整備促進を図り、良好なまちなみ景観を保全・創出する。

v 歴史的景観を保全、活用するもの

施策・事業	概要
旧東海道松並木の保全	旧東海道松並木の適切な維持管理により減少を防ぎ、歴史的景観を保全する。
歴史・文化の継承と活用	歴史的文化資源を広く発信し、後世に引き継いでいくため、文化財の保存や史跡整備、伝統文化の伝承を図り、歴史的景観を保全・活用する。
史跡（歴史）公園の保全	貴重な歴史公園の保全により、歴史的景観を保全する。
田中城保存整備基本構想の見直し	現在の情勢に照らし合わせて史跡整備計画の見直しを実施し、歴史的景観を保全・活用する。
歴史的資料の保存	景観形成を考えるうえで一つの基準となる街道文化等に関する昔の写真や資料等を収集・保管することで、歴史的景観を保全する。

③「四季の“移ろい”で際立たせる」に関わる施策・事業

i 季節を代表するイベント等を開催し、移ろいの景観を保全、創出するもの

施策・事業	概要
歴史・文化の継承と活用	歴史的文化資源を広く発信し、後世に引き継いでいくため、文化財の保存や史跡整備、伝統文化の伝承を図り、移ろいの景観を保全する。
緑のイベント開催	桜まつり、藤まつり、椿まつり、アーモンドまつり、植木まつり等季節ごとのイベントを開催し、移ろいの景観を創出する。
藤枝花火大会等の開催	花火大会など、季節感のあるイベントを開催し、移ろいの景観を創出する。
ルミスタ★ふじえだ	駅前広場や道路、オープンスペース等を活用したイルミネーションを実施し、移ろいの景観を創出する。
プレイパークの実施	季節の移ろいを感じる緑とふれあうプレイパーク事業を実施し、移ろいの景観を創出する。

ii 移ろいを感じることができる自然とふれあえる環境を整備するもの

施策・事業	概要
河川遊歩道整備の推進	河川管理道を利用した、遊歩道整備を推進し、移ろいを感じられる景観を創出する。
親水空間整備の推進	河川の一部を利用した、親水空間整備を推進し、移ろいを感じられる景観を創出する。
ハイキングコースの整備・保全・紹介	既存のハイキングコースのPRに努め、市民が緑に触れ合う機会を創出するとともに、ハイキングコースを整備・保全し、移ろいの景観を保全・創出する。

iii 移ろいの景観のより一層の活用に向け、情報を発信していくもの

施策・事業	概要
ふじえだ花めぐりマップの作成	花の名所や開花情報を掲載したふじえだ花めぐりマップを作成することで、移ろいの景観の活用を図る。
『かぜのたより』による旬な情報の発信	『かぜのたより』の情報発信を強化し、藤枝市の四季折々の旬な情報を発信することで、移ろいの景観の活用を図る。
観光サイトと連携した情報発信	観光情報を掲載したサイトで本市情報を発信することで、移ろいの景観の活用を図る。

iv 日常で感じる移ろいの景観を保全、創出するもの

施策・事業	概要
道路植栽の更新と適切な維持管理	枯死や樹勢の悪い樹木の更新と樹木の特性を生かした適切な維持管理を実施し、都市の中での移ろいの景観を保全する。
瀬戸川沿いの桜並木の保全	瀬戸川桜並木や金比羅山緑地の良質な保全を行い、移ろいの景観を保全する。
グリーンカーテン設置の促進	コンテストの実施等、グリーンカーテンの設置を促し、まちなかで感じられる移ろいの景観を創出する。
花壇コンテストの実施	小中学校で花壇コンテストを実施し、子どもたちの景観形成に対する意欲を向上させる。
公共施設の緑化	小中学校や公営住宅等の緑化を図り、まちなかでの移ろいの景観を創出する。
公共施設の整備	公共施設の整備に置いて、施設周辺の緑化などにより、緑に囲まれた施設とすることで、移ろいの景観を創出する。
建築協定による緑化の促進	緑化規定を盛り込んだ建築協定の締結を図り、まちなかでの移ろいの景観を創出する。
工場立地法に基づく緑地の確保	工場立地法により、工場用地の緑化を確保し、移ろいの景観を保全・創出する。
ハンギングバスケットやプランター設置の促進	商店街に花の植栽やハンギングバスケット、プランターを設置し、移ろいを感じられるまちなみ景観を創出する。
開発許可制度に基づく緑化の確保	都市計画法による開発許可制度により、都市の緑化を推進し、緑豊かな移ろいの景観を保全・創出する。
緑地協定による緑化の促進	緑地協定により、移ろいを感じられるまちなみ景観を保全・創出する。
花名所・花回廊づくり事業	地域ごとに花の名所づくりを行い、街道や川を介してそれぞれを有機的に連携させて花の回廊づくりを進め、移ろいの景観を創出する。
文化活動活性化事業	文化情報の収集、発信、様々な文化交流の促進などにより、地域に伝わる祭りや伝統文化など、季節を感じる移ろいの景観を保全する。

④ 「“営み”で人を魅せる」に関わる施策・事業

i イベント等の開催や情報発信で、営みの景観を創出、活性化するもの

施策・事業	概要
緑のイベント開催	桜まつり、藤まつり、椿まつり、アーモンドまつり、植木まつり等を開催し、営みの景観を創出・活性化する。
グリーン・ツーリズムの推進	広く里山保全等の意識向上を図るため、グリーン・ツーリズムの参加者の増加を図り、営みの景観を活性化する。
て～しゃばストリート	道路空間を有効活用し、“オープンモール”として人々の営みの創造・発信の拠点づくりを行い、営みの景観を創出・活性化する。
全国PK選手権大会等の開催	サッカーやマラソンなどのスポーツイベントを開催し、人々が集う営みの景観を創出する。
藤枝花火大会等の開催	花火大会などの人々が集うイベントを開催し、営みの景観を創出する。
伝統的な祭礼や芸能の継承	藤枝大祭りや朝比奈大龍勢など、地域に残る伝統的祭礼や芸能を観光資源として実施することで、営みの景観を創出する。
体験型観光の推進	藤枝おんぱくなど、あらゆる地域資源を観光資源として活用する着地型観光「体験型観光」を推進し、営みの景観を創出する。

施策・事業	概要
ルミスタ★ふじえだ	駅前広場や道路、オープンスペース等を活用したイルミネーションを実施し、人々が集う営みの景観を創出する。
プレイパークの実施	緑とふれあうプレイパーク事業を実施し、営みの景観を創出する。
四季回廊ネットワークの紹介	四季回廊と公共交通やハイキングコース等を掲載した四季回廊ネットワークを紹介し、営みの景観を活性化する。
観光サイトと連携した情報発信	観光情報を掲載したサイトで本市情報を発信し、営みの景観を活性化する。

ii 人々の活動基盤を強化、安定化し、営みの景観を保全するもの

施策・事業	概要
農業生産基盤の整備と活用	農業や農村の持つ多面的機能を維持するための地域住民による保全活動を支援し、営みの景観を保全する。
農地の集積あっせん	耕作できない土地所有者に、耕作者をあっせんし、農地としての営みの景観を保全する。
農地維持活動による里山の保全	農業振興地域において、農地の維持を行うことで、水田等での営みの景観を保全する。
耕作放棄地の有効活用の推進	耕作放棄地を有効活用し、農地における営みの景観を保全する。
耕作放棄地への管理指導	耕作放棄された農地の所有者等に対して、耕作の再開、草刈等の保全管理を指導し、農地における営みの景観を保全する。
市民とのパートナーシップの強化	市民活動団体の活動助成・情報発信などを行い、市民の自主的なまちづくり活動の安定化を図り、営みの景観を保全する。
地域コミュニティ活動の推進	地区交流センター機能の見直しなど、自治会・町内会を中心とした地域コミュニティ活動の強化と安定化を図り、営みの景観を保全する。
中山間地活性化施設の連携による有効活用	活性化施設の効率的な運営や新たな取り組みなど交流の拠点としての機能強化を図り、営みの景観を保全する。
歴史・文化の継承と活用	伝統文化を後世に引き継いでいくため、歴史的な文化資源を広く発信するとともに、文化財の保存や史跡整備等を促進し、営みの景観を保全する。
がんばる商店街応援事業	勉強会や活性化事業に対して補助を行うなど、振興活動に積極的な商店街を支援し、基盤強化を図り、営みの景観を保全する。
魅力あふれる商業地づくり支援事業	個店同士の連携促進など、魅力あふれる商業地づくりに向けた取り組みを支援し、基盤強化を図り、営みの景観を保全する。
空き家バンク推進事業	空き家を活用した移住や定住を促進し、営みの景観を保全する。
中山間地域生活拠点形成事業	中山間地域への移住・定住の促進に向けた優良田園住宅制度等を活用した土地利用を通して、営みの景観を保全する。

iii 人々の活動を支援し、営みの景観を活性化するもの

施策・事業	概要
河川愛護団体の表彰	優良な河川愛護団体を表彰（県河川協会）等により意欲を高め、団体の活動を活発にし、営みの景観を活性化する。
グリーンカーテン設置の促進	コンテストの実施等、グリーンカーテンの設置を促し、市民の緑化への取組みを推進することで、営みの景観を活性化する。
花壇コンテストの実施	小中学校で花壇コンテストを実施し、子どもたちの景観形成に対する意欲を向上させる。
まち美化里親制度の促進	緑化・美化活動の推進や制度締結の促進、優良団体の表彰等による制度の促進により、営みの景観を活性化する。

施策・事業	概要
花の会等の緑化活動団体支援	ボランティア団体への支援を行い、市民活動の活性化を促すことにより、営みの景観を活性化する。

iv 人々が集う場所等を整備することで、営みの景観を創出するもの

施策・事業	概要
河川遊歩道整備の推進	河川管理道を利用した、遊歩道整備を推進し、人々が集う営みの景観を創出する。
親水空間整備の推進	河川の一部を利用した、親水空間整備を推進し、人々が集う営みの景観を創出する。
ハンギングバスケットやプランター設置の促進	商店街への花の植栽やハンギングバスケット、プランター設置の促進により、営みの景観を創出する。
藤枝駅前地区の総合的な再生	藤枝駅前地区まちづくり憲章に基づく整備を進め、人々の交流の拠点として営みの景観を創出する。
青池公園の保全	人々が集う場所としてビオトープが整備されている青池を地元有志と協働による保全・整備により、営みの景観を創出する。
緑豊かな交流空間の創出	人々が賑わい、交流の場となるような多目的な公園の計画的な整備、維持管理を進め、営みの景観を創出する。



## (2) 景観阻害要因に関する対策・事業

現在の良好な景観の維持・保全に向け、景観を劣化・阻害するものに対し、下記の施策や事業を中心として、良好な景観形成に積極的に取り組んでいきます。

### ① 「地域の“個性”を引き立てる」に関する事項

#### i 「自然的景観」、「歴史・文化的景観」に関する対策

阻害等の課題	対応施策・事業
自然環境に不調和な色彩や形態をした建築物の建築	景観形成基準の適切な運用による景観誘導
後継者不足による文化・伝統の衰退	「文化を支える人づくり事業」による文化を担う人材の育成など
維持管理者の不在による空き家の増加	藤枝市空き家バンクの更なる利用促進
田園の中の目立つ色彩の屋外広告物	屋外広告物条例による色の規制や集約化

#### ii 「都市景観」、「都市施設景観」に関する対策

阻害等の課題	対応施策・事業
周辺の環境に不調和な色彩や形態をした建築物の建築	景観形成基準の適切な運用による景観誘導
景観に無配慮な高層マンション等の建設による眺望阻害	
後継者の不在等による空き店舗の増加	「開業チャンス！応援事業」による出店支援など
電線や電柱による眺望阻害	静岡県次期無電柱化推進計画に基づく事業の推進、バリアフリー計画路線の無電柱化
幹線道路沿いの目立つ色彩の屋外広告物	屋外広告物条例による色の規制や集約化



無電柱化による幹線道路の眺望改善イメージ

## ② 「四季の“移ろい”で際立たせる」に関する事項

### i 「自然的景観」、「歴史・文化的景観」に関する対策

阻害等の課題	対応施策・事業
後継者や維持管理者の不在による耕作放棄地の増加や里山の荒廃	「茶業振興事業」による生産基盤の整備、「農業者育成支援事業」による新規就農者育成、「農業生産基盤整備事業」による農業用施設の整備、「森林保全事業」による間伐や竹林対策など
後継者不足による文化・伝統の衰退	「文化を支える人づくり事業」による文化を担う人材の育成、「文化活動活性化事業」による文化活動の活性化など

### ii 「都市景観」、「都市施設景観」に関する対策

阻害等の課題	対応施策・事業
維持管理者の不在等による市街地から見える里山の荒廃	「森林保全事業」による間伐や竹林対策など
市街地から見える里山の緑の断絶	緑の基本計画に基づく風致地区の指定など

## ③ 「“営み”で人を魅せる」に関する事項

### i 「自然的景観」、「歴史的・文化的景観」に関する対策

阻害等の課題	対応施策・事業
山や河川に無造作に捨てられたごみ	「地域環境美化推進連携事業」による市民による清掃の支援、「市民参加まちづくり推進事業」による市民活動団体への支援、まち美化里親制度の促進、河川愛護団体の表彰による意識向上、河川統一美化運動など

### ii 「都市景観」、「都市施設景観」に関する対策

阻害等の課題	対応施策・事業
道路や公園などに無造作に捨てられたごみ	「地域環境美化推進連携事業」による市民による清掃の支援、「市民参加まちづくり推進事業」による市民活動団体への支援、まち美化里親制度の促進、河川愛護団体の表彰による意識向上など
後継者の不在等による空き店舗の増加	「開業はチャンス！応援事業」による出店支援など

iii 「活動・人々の暮らし」に関する対策

阻害等の課題	対応施策・事業
後継者や参加者の減少等による地域活動の衰退	町内会組織への加入促進や地域住民の自主的な活動に対する支援など
後継者や維持管理者の不在による暮らしの景観における活力の減少	「開業チャンス！応援事業」による出店支援、「農業者育成支援事業」による新規就農者の育成など



河川統一美化運動

## 第8章 景観計画の推進にあたって

---

景観計画による「健やかに笑顔あふれる美しいまち」づくりを進めていくにあたり、協働による取組を推進するとともに、事業実施から検証に至るまでの流れを明確にし、着実に良好な景観形成を図ります。

### ①市民や事業者との協働による取組推進

- ・景観形成の目標としている市民や事業者との協働による取組の推進については、シンポジウムや勉強会の開催をはじめ、パンフレットの配布など様々な機会を捉えて市民の景観に対する意識の醸成に努め、景観形成への積極的な参加を働きかけていきます。

### ②関連部署や景観審議会等との連携による景観誘導

- ・実施された取組や事業などについては、関連部署や庁内景観委員会により進行状況の把握・確認などの進行管理を行うほか、関連団体の事業についても関連部署を通じるなどして把握し、景観に合わせた誘導を図ります。
- ・定期的に市民アンケートを実施し、景観に関する市民意識の把握にも努めます。

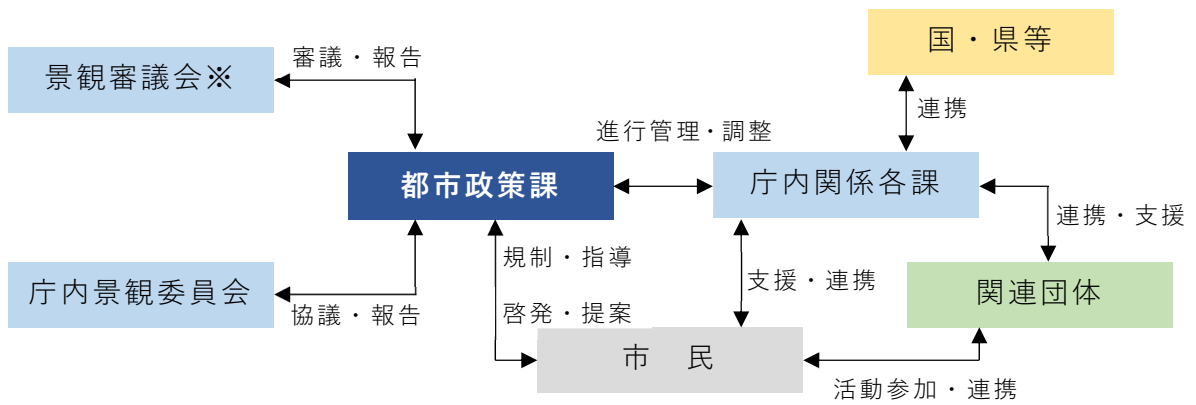
### ③景観審議会における進捗状況の評価

- ・進行管理やアンケート結果等をもとに、景観形成を図るために必要な協議を行う第三者機関である景観審議会において、進捗状況の評価を行います。

### ④必要に応じた計画内容の見直し

- ・関連部署における個別計画の変更や経年による状況変化などにより計画変更の必要が生じた場合には、本計画がよりよい計画となるよう状況に応じて修正を行い、市民や事業者と行政が力を合わせ、「自然と調和し、暮らしと心を豊かに育む景観づくり」を進めていきます。

【組織体系】



※景観審議会…景観条例の規定により設置される組織で、市長の諮問に応じ、景観形成の推進を図るための重要事項について調査審議するもの。

---

# 藤枝市景観計画

〒426-8722

静岡県藤枝市岡出一丁目 11 番 1 号

藤枝市 都市政策課

---